

(七) 六角ナット標準規格

普通目のねぢとしてメートルねぢ第一號を設けたのであるから、此等のメートル及ウイットウォース兩式のねぢのボルトに用うるナットの平より平に至る寸法の相違することは、實用上不便であるから兩式の近似徑のボルトに用うるもの等しくし、スバナーを共用しえることにし、又英國基本のウイットウォース式ナットの如き稍過大なものは成るべく小にする方針に依りて、寸法を統一したのである。

ナットの平より平に至る寸法の種類は、從來インター・ナショナル式徑六粧乃至五二粧に於て二二二種と、之に相當する徑四分ノ一時乃至二時に於てウイットウォース式二一種及セラース式一八種計六一種であつたが、本規格に於て之を二〇種に減じ、且ウイットウォースねぢのナットは從來のものに比べて小にした爲、輕量のものとなつたのである。

今標準規格に依る六角ナットの平より平に至る寸法と、標準規格制定前本邦に於て使用したセラース式、メートル式及ウイットウォース式の各六角ナットの平より平に至る寸法とを比較すると、次の通りである。

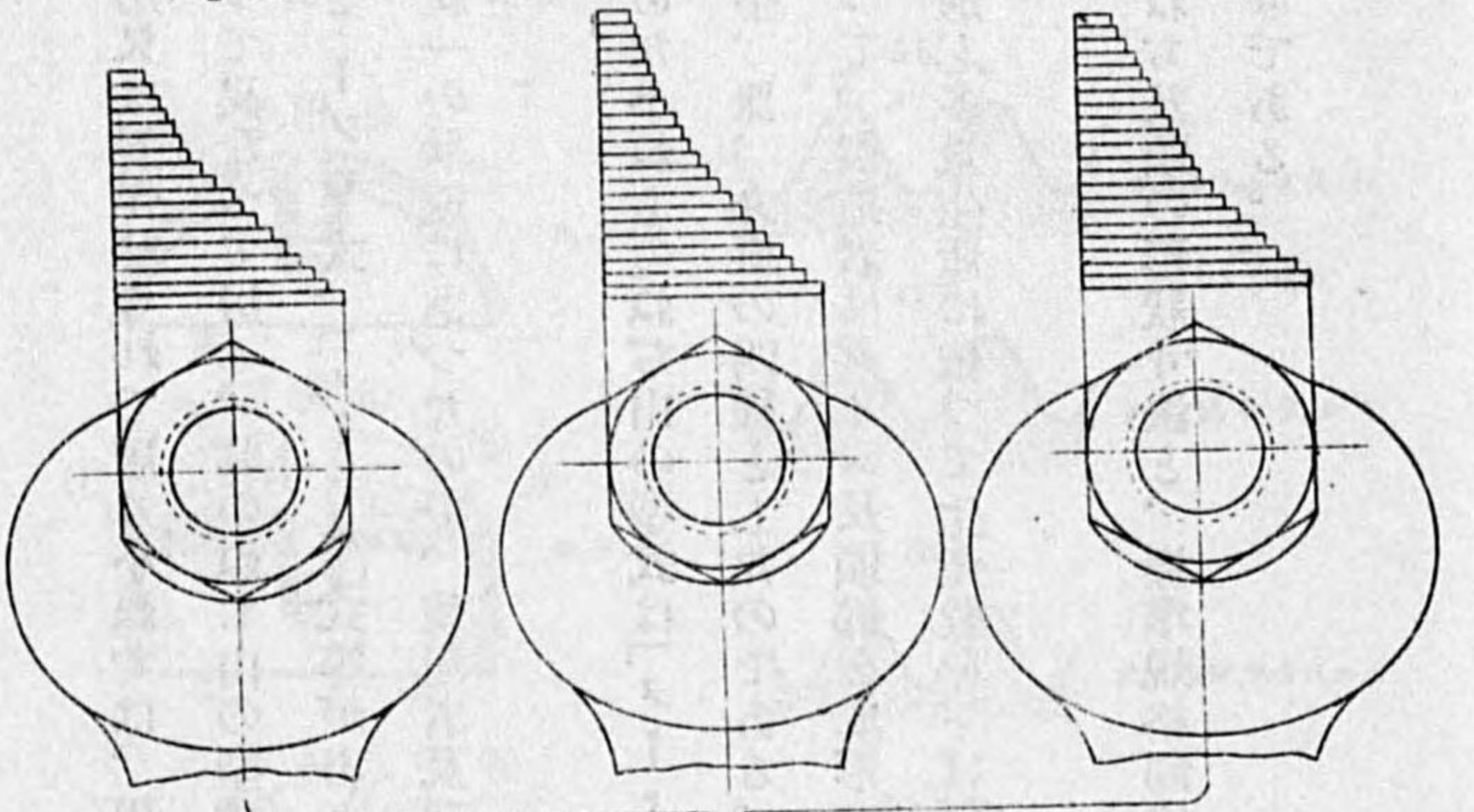
標準規格制定前本邦に於ケル各式六角ナットノ平ヨリ平ニ至ル寸法ト日本標準規格六角ナットニ掲ケル寸法トノ比較圖表

標準規格制定前本邦ニ於テ使用又ハ製作セシ各式
六角ナット(ねぢノ径 6mm — 52mm)ノ平ヨリ平ニ至ル寸法

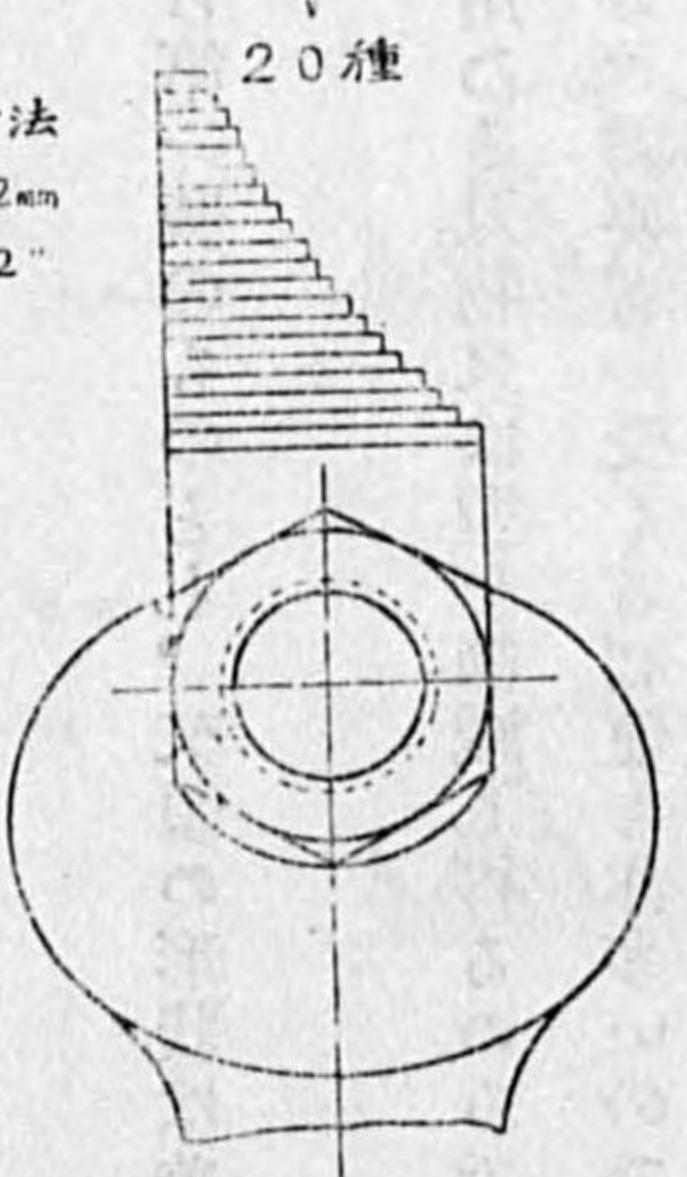
セラース式
 $\frac{1}{4}''$ — $2''$
18種

メートル式
 6mm — 52mm
22種

ウイットウォース式
 $\frac{1}{4}''$ — $2''$
21種



標準規格
ナットノ平ヨリ平ニ至ル寸法
メートル ねぢ 6mm — 52mm
ウイットウォースねぢ $\frac{3}{16}''$ — $2''$



(八) 小ねぢ標準規格

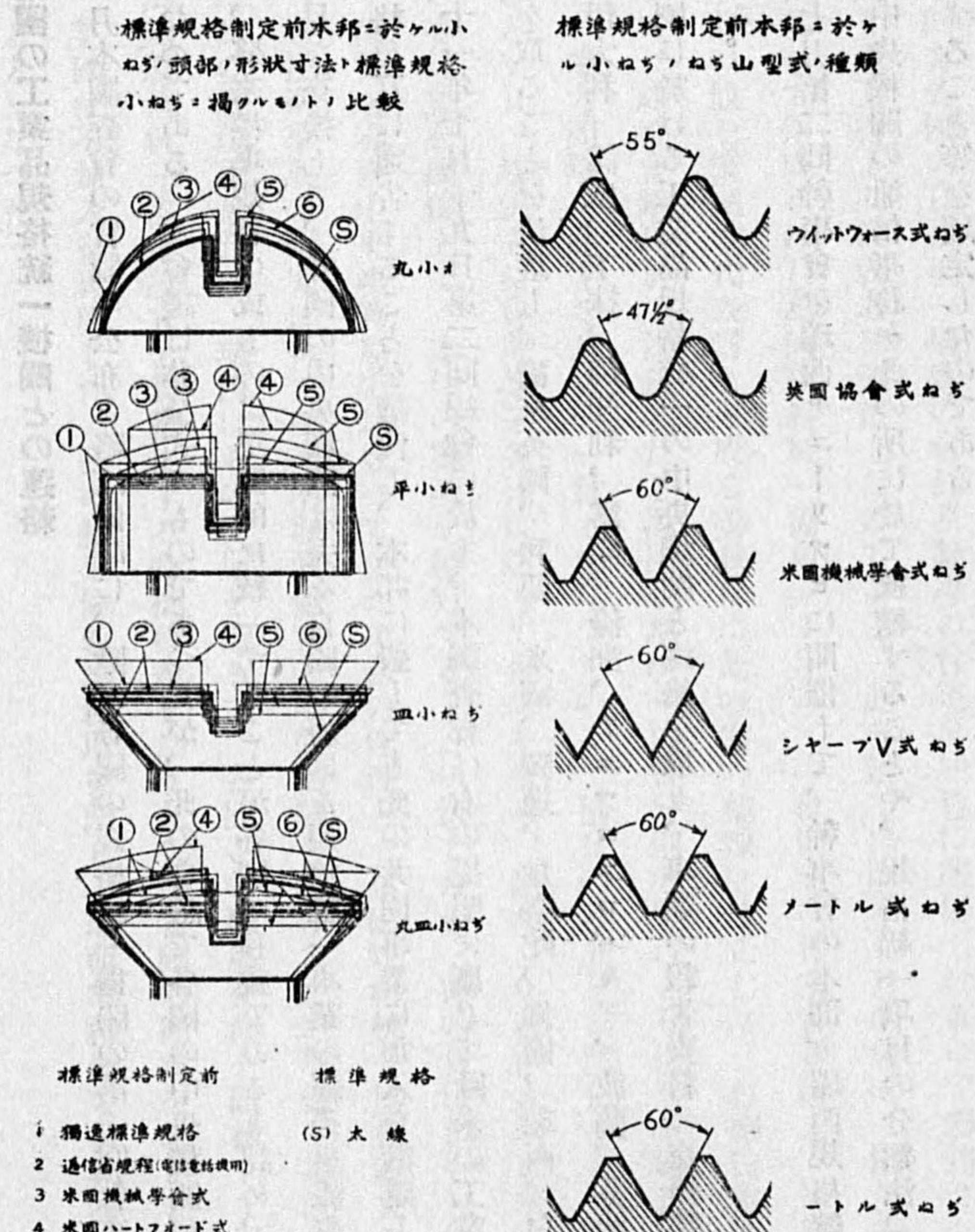
從來本邦に於て使用又は製作せられて居る小ねぢは、用途の相違に依り又同一用途のものであつても使用する工場に依つて異なつて居り、其のねぢ山の型式には「ウイットウォース」式、英國協會式、米國機械學會式、「シャープ」V式、「メートル」式等があり、又其の頭の形狀及寸法にも種々なるものが用ゐられ、甚だ不統一の状態にあつたので、使用者及製造者共甚しい不利益を忍んで居つたのである。

本調査會に於て定めた小ねぢのねぢ山の型式は「メートル」ねぢ第一號のものとし、又頭の形狀は普通使用せらるゝ丸、平、皿、丸皿の四種としたのである。

本規格の實行に依つて、製造者はダイス及頭部を成形するに用ゐる刀物又は型を節減し得るのみでなく、作業能率を増進し多量生産に依つて生産費を下げ得るから、需要者の受くる利便も亦多いのである。

今標準規格に依るねぢ及頭の形狀寸法と、標準規格制定前に於ける各種小ねぢの内主なるものとの比較を示せば次の通りである。

標準規格制定前本邦に於ける各種小ねぢ、ねぢ山、型式及頭部、形狀寸法と日本標準規格小ねぢ、掲タルモノト比較圖表



(八) 歐米諸國の工業品規格統一機關との連絡

大正十年四月本調査會の官制の公布と略ぼ同時に、歐米各國の規格統一機關の第一回幹事會が倫敦に開催せられたのである。本會議は非公式のものであつたが、此の會議で各國の中央機關が互に知識の交換を行ひ、將來標準規格の或ものは萬國的に統一することが各國の利益であると認め、其の準備的事項に付意見を交換して、各國の中央機關は夫々自國に於ける規格統一事業の経過を報告し、尙制定せる標準規格を互に通告することを議決し、本邦に對しても此の共同事業に加入を勧誘して來たのである。大正十一年十月十九日第二回總會に於て、本調査會は右の提唱に應じて歐米の工業品規格統一機關と連絡を取ることを決議し、爾來英國、和蘭、米國、獨逸、加奈陀、佛國、瑞西、白耳義、瑞典、奧太利、伊太利、諾威、丁抹、匈牙利、露國、濠洲、チエツコスロバキア、波蘭、芬蘭、ルーマニアの二十ヶ國に於ける工業品規格統一の中央機關と連絡を取り、事業の報告資料の交換等を爲しつゝあるのである。

大正十二年七月第二回幹事會を瑞西チューリッヒに開催して、幹事會の本部を瑞西規格統一事務局に置き、各國中央機關の通信事務を此の所に於て統轄することや、規格統一項目の分類法、報告用紙、報告用語に關すること等を議定したのである。

大正十五年四月各國の規格統一機關の會長及幹事の會議を紐育に開催したるに、參加せし國は十八箇國で、我國も商工省より代表者を派遣したのである。此會議では前年九月開催せし歐洲數箇國の幹事會の決議に基きて作成された萬國規格統一協會（I.S.A.）の會則案に付慎重審議し、一應成案を得たが、英、米其他七箇國の代表者より成る委員會に此の案の整理を付託した。右委員會は同年九月倫敦に會合して、紐育會議に於て決議したる萬國規格統一協會會則の整理と細則等を議決したが、他の國際團體との協力問題に關する意見が一致しなかつたので、協會の設立を具體化する時期に付ては尙考慮することゝし、議決した會則案を各國に送りて批評を求め、昭和二年秋伊太利に於て更に七箇國の代表者の委員會を開催して、本件の審議を續行することに決したが、此の會は都合に依り延期するに至つた。尙從來瑞西中央事務局で取扱つて居た事務の處理と、萬國規格統一協會設立の曉中心の問題となるべき技術事項の研究に付ては、不取敢便宜の中間機關を設けて之が取扱を委託することになり、倫敦に其の事務所を設け、瑞西にその支所を置きて、各國との聯絡交渉を繼續して居た處、昭和二年十月萬國規格統一協會設立を具體化する時機に達したりとして各國の同意を求めたが、米國の態度決せず、英國は不加入を表明した。此の結果倫敦事務所を閉じ、瑞西事務所で技術事項の調査研究を繼續することとなつた。

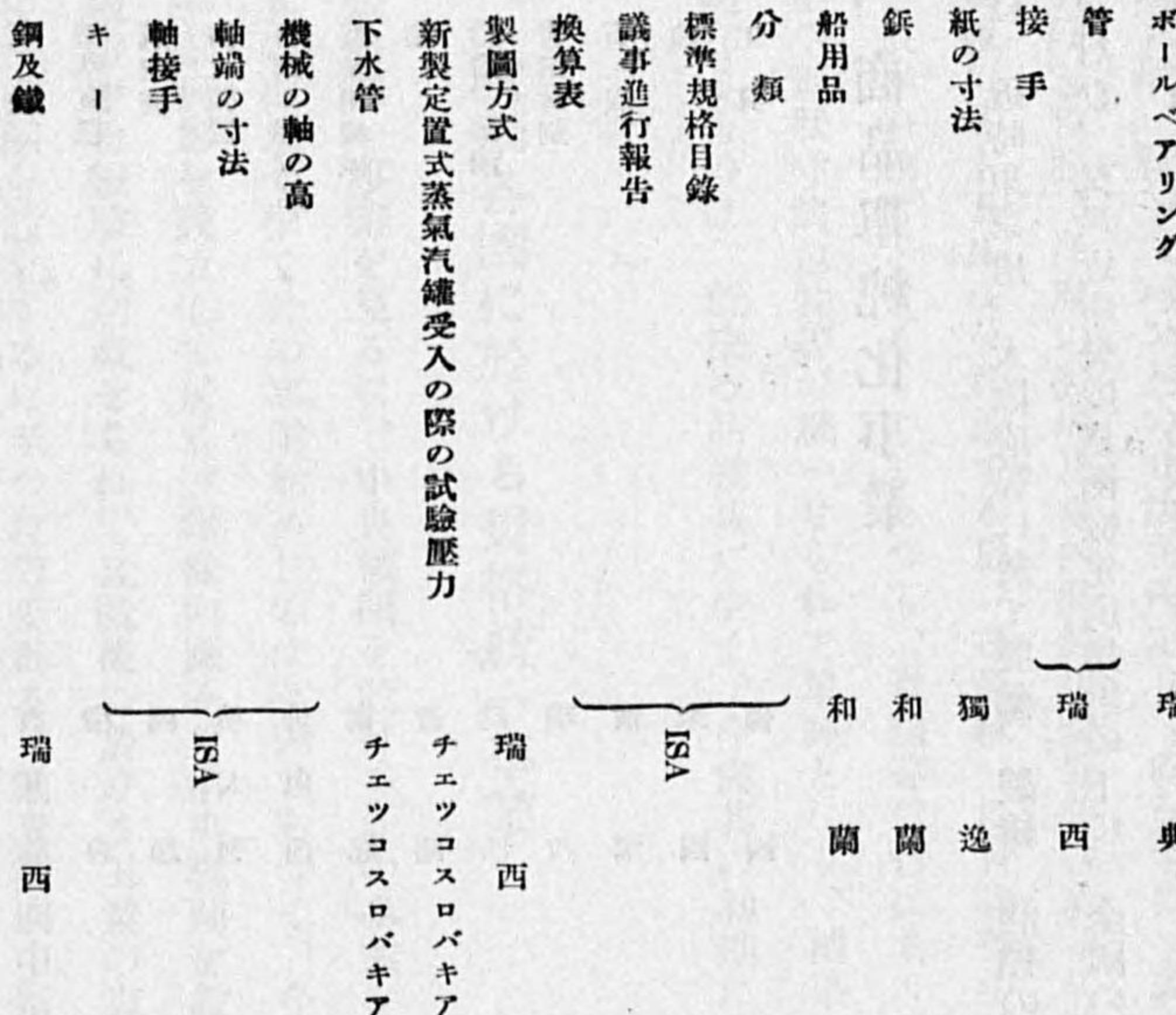
昭和三年十月チエツコスロバキア、ブラング市に開催した七名の委員會で、協會の設置を望むものは佛、獨、伊、瑞西國十五箇國（英、米、カナダ及濠洲を除く）に達したので、愈本協會の設立が具體化されたから、我調查會も諸般の手續を了し、昭和四年六月正式に之に加入し、又米國は十月加入のこととに決定した。

同協會に於ては目下左記の通り二十四箇の特別委員會を設けて、最も速に國際規格を定めんとする事項に付調査を進めて居る。

萬國規格統一協會（ISA）特別委員會

特別委員會	調査事項	幹事國
1	ねぢ ボルト及ナット	未定
1a	ボルトヘッド及ナットの平より平に至る寸法	瑞
1b	メートル式ねぢ及ねぢ類	瑞
1c	ねぢ ボルト及ナット	未定
2	ボルトヘッド及ナットの平より平に至る寸法	瑞
2a	メートル式ねぢ及ねぢ類	瑞
2b	ねぢ ボルト及ナット	未定
3	ボルトヘッド及ナットの平より平に至る寸法	瑞
4	ボルト及ナット	未定
5a	ボルトヘッド及ナットの平より平に至る寸法	瑞
5b	ボルト及ナット	未定
6	ボルト及ナット	未定
7	ボルト及ナット	未定
8	ボルト及ナット	未定
9a	ボルト及ナット	未定
9b	ボルト及ナット	未定
9c	ボルト及ナット	未定
9d	ボルト及ナット	未定
10	ボルト及ナット	未定
11	ボルト及ナット	未定
12	ボルト及ナット	未定
13	ボルト及ナット	未定
14	ボルト及ナット	未定
15	ボルト及ナット	未定
16	ボルト及ナット	未定
17	ボルト及ナット	未定

17 16 15 14 13 12 11 10 9d 9c 9b 9a 8 7 6 5b 5a 4



29 28 27 26 25 24 23 22 21 30 19 18

亞鉛
標準直徑
航空機
防火裝置
自動車部分品
農業用機械
篩
石炭
青銅黃銅
油
工具
白耳義
瑞典
獨逸
佛蘭西
波蘭國
瑞西國
獨逸國
佛蘭西國
波蘭國
瑞西國
白耳義

三、商品單純化事業

商品單純化に付ては、近時東京府、大阪府等に於て製藥、製綿、酒類の容器の種類や洋傘の骨、毛布の寸法等の單純化を行ひ、又最近中央度量衡検定所指導の下に、全國のデパートメントストア、同業組合の代表者より成るメートル法普及協議會に於て商品の寸法をメートル寸法に改むる爲、カラ

一、ワイシャツ、ズボン吊、靴下、バンドの寸法を決定し、尙シャツ、ズボン下その他數種のものに付調査中であるが、引續き和服、洋服の裂地及室内裝飾用裂地等に着手の豫定である。又検定所で白米其の他小賣物品の建値にメートル法を實施する爲、之が統一に付調査中である。唯之等はメートル法の實施に伴ふ整理を根本の趣旨とするものであつて、米國等で行はるゝ單純化とは聊か其の趣を異にするが、商品の種類や形狀寸法包裝等が統一せられて單純となり、結果に於ては同一である。併し我國に於ける所謂單純なるものは、既決の品種甚だ少く、今尙其の初期に屬し、今後爲すべきものは非常に多いのである。

四、歐米各國に於ける規格統一事業

世界各國に於ける規格統一事業を見るに、中央機關を設けて此の事業を行つて居る國は、我國を入れて二十一ヶ國で、其の内最も早く此の事業始めたのは英國であつて、今から約三十年前（一九〇一年）から中央規格統一委員會を設立して居る。爾餘の國々で中央機關を設けたのは、歐洲大戰以後のことである。此等は戰爭中の經驗に刺戟せられ、且戰後に於ける工業の復舊發展に斯業の一層緊要となつたのを認めて、中央機關を設立するに至つたのである。歐米諸國中斯業の盛んなのは、英、獨、

瑞西、瑞典、和蘭、伊太利、チエツコスロバキア、ソビエート聯邦、米等であり、今日最も熱心に此の事業を行つて居る國は獨逸、ソビエート聯邦等の數ヶ國である。

次に各國に於ける中央機關の設立の年月及發表した規格數等を掲げる。

統一機關名	設立年月	性質	規格數	規格の様式
英國工業品規格統一協會	明治廿四年一月	統一機關	四三二	製造法、材質及其の試験方法並形狀、寸法等に關する規格を種類別に取扱めて冊子に印刷する
獨逸規格統一委員會	大正六年	私立	二、八〇八	工場に於ける使用上の利便を中心とし制定規格は工場に於ける使用上の利便を考慮し各一枚刷す
和蘭規格統一委員會	大正七年	私立	二八五	獨逸に同じ
米國規格統一協會	大正七年一月	私立	一七三	制定規格の種類に依り英獨兩式を用う
加奈陀工業品規格統一協會	大正八年	私立	三四	英國に同じ
佛國規格統一常設委員會	大正七年一月	私立	一〇六	制定規格の種類に依り英獨兩式を用う
瑞西規格統一事務局	大正七年	私立	四八三	獨逸に同じ
瑞典工業品規格統一會	大正十一年	官立	四二	英國に同じ
換太利工業品規格統一會	大正九年	私立	三四五	獨逸に同じ
匈牙利工業品規格統一調查會	大正九年	私立	二四三	獨逸に同じ
伊太利中央工業品規格統一委員會	大正十年	私立	三	獨逸に同じ
日本工業品規格統一調查會	大正十年四月	官立	一二七	獨逸に同じ

(規格の様式を獨逸式に主として獨逸式に依るも規格の種類に依り英獨兩式を併用す)

藻洲聯邦工業品規格統一協會 チエツコスロバキア工業品規格統一委員會	大正十年	私立	七六	英國に同じ
丁抹規格統一委員會	大正十二年	官立	五〇	英國に同じ
諾威工業品規格統一委員會	大正十二年	私立	三〇	英國に同じ
ソビエート聯邦規格統一委員會	大正十二年	官立	一四六	獨逸に同じ
波蘭規格統一委員會	大正十三年	私立	五四六	獨逸に同じ
芬蘭規格統一會	大正十三年	私立	二六二	獨逸に同じ
ルーマニア規格統一委員會	昭和三年	官立	一九三	獨逸に同じ

五、米國に於ける工業製品單純化

フーバー商務卿が曩に歐洲大戰直後聯合工業會の會長であつた時組織した工業冗費研究會の調査報告が動機となつて、大戰後に起つた不景氣を救ふ一つの手段として、工業製品の型式を限定し、不要なる裝飾を除き、雜費を節約して生産費を低減しやうとして、千九百二十一年の秋商務省標準局内に新に工業製品單純課といふ一課を設け、工業製品の種類や其の形狀及寸法で實際使用上の必要を超えたものを除く事務を執ることとなつたのである。單純課は生産者、分配者及消費者の連絡を取る中央機關で、單純化すべき品目の選定や其の方法等は當業者より提案するので、政府は之れが審議決定

の世話をなし、又決定したるものゝ實行普及を助成するのである。

工業品規格統一と單純化とは、其の結果に於て同一で、後者は前者の内に包含せらるゝものであるが、其の決定方法等に少しく異なる點がある。單純化は現在使用せられて居る必要品の構成部分の形状寸法等のみを考慮し、其の中の若干を取つて生産若是要求せらるゝ品種なりと云ふことに相互に妥協するものである。然るに規格統一は科學的、工學的研究をやつて、適當な品質や形狀寸法や試験方法等を定めるので、其の實現に比較的多くの日子を要するが、單純化は之に反し速に實行し得る方法である。

本事業の梗概を示す爲に、米國單純課長の報告の一節を左に摘錄する。

單純化は日用品の形狀寸法其の他に於て不必要的種類を減少するもので、其の目的は無駄を省き費用を減じ、生産分配と消費の分量を増すものである。單純化を行ふ順序として、當該工業の要求に應じて該品の種類と其の主なる用途に付調査した後、該商品の生産者、分配者と消費者の協議を行ひ、不必要な寸法と品種を廢棄するものである。

單純化の實行は強ひないで、全然各人の自由とするが、廣く之れを推奨し推奨を受けたる者は、徹底的の手段に依つて單純化したるもの購買使用するの利益であることに公衆の注意を集中すること

を努むるのである。

單純化の効果は(一)少數の種類に集中することに依つて容易く多量生産が出来るやうにし、生産費を減じ、(二)單純化したる種類に需要を集中し、不景氣のときにはストック品を生産して之に對應するに便利になるやうにし、之に依つて勞力と設備の使用率をより均一ならしめ、(三)ストック品が次から次に賣行くこととなり、又註文と引渡しが確實となるから、比較的少額の貯藏費にて事足るのである。

本協同事業が開始せられてから千九百二十五年十月迄に、關係商工業界で單純化したものは約五十五種で、尙調査中のものは百件以上の多數に上り、各品の種類の減少率は二二%乃至九八%で、平均七三%である。此等の不必要的種類を廢棄したる主なるものは、鐵、鋼その他の金屬製品が二十一件、木材、紙其他木材を原料とする物が八件、粘土、セメント、硝子と他の礦物性の物品が十七件、織維工業品が四件、倉庫受領證の如き商業用書類に關するものが二件である。

單純化せられたる品と同種品の年產額は二十億弗であるが、此の内主なる八種に關係があつて、斯界に重要の地位を占めて居る人士は、單純化に依つて節約し得べき見込ある金額を次の如く推定して居る。

數	瓦	一〇〇萬弐	薄鋼板	二四〇萬弐
コンクリート用鋼棒	四五〇萬弐	倉庫營業用紙	五〇〇萬弐	
煮沸罐	五五〇萬弐	建築用金物	一〇〇〇萬弐	
照會註文及送狀用紙	一、五〇〇萬弐	木材	二億弐	

単純化普及の状況

單純化の實行に關係した人の推奨に應じて、之に賛成した者が非常に多いので、最近の調査に依ると千二百單位の當業者が三十二件の單純化を採用することになつて居る。此の千二百の賛成者の内譯は次の通りである。

生産者	五七	分配者	八六
消費者團體	二五五		
商工業團體以外の各個獨立のもの			
生産者	三八六	分配者	二三八
消費者	二〇〇以上		

千九百二十九年の商務省報告によれば、千九百二十八年迄に單純化したものは百十數種で、次表に示す通りである。又目下調査中のものも多數に上つて居る。

品目	從來の製品種類數に対する 止數の百分率	從來の製品種類數	
		前	後
寝臺其のスプリング及蒲團	九五%	七八	四
金屬製子彈	八一%	一二五	二四
鍍	六五%	一、三五一	四七五
煮沸用罐	九〇%	一三〇	一三
針金製垣(織りたるもの)の包装	八四%	五五二	九〇
針金製垣(織りたるもの)	九三%	二、〇七二	一三八
鍛造したる工具の頭部	四七%	六六五	三五一
鍛造したる工具の環状部	九一%	一二〇	一〇
建築金物	二六%	五、一三〇	一〇
建物の仕上取付品	七一%	六、九四八	八四〇
鋼製樽(バーレルドラム)	六四%	一〇〇	二四
犁用ボルト	四四%	六六	一
病院用寝臺の長	九七%	三四	一
同 高	九八%	一二〇	一
湯の溜槽	八八%	一一	一
鐵筋コンクリート用棒鋼(断面積)	七三%	一一	一

金属の薄板	八五%	一、八一九	二六三
槽戸樋及導水管	二四%	二一	一六
屋根葺用ターン板	二二%	九	七
錐附鋼製戸棚	七四%	六五	一七
ミーリングカツター	五八%	九四四	五七〇
角鉄釘及小角釘	七一%	四二一	一八一
同 の包裝重量	四〇%	四二三	一二一
ショベルスペート及スクープ	五七%	五、一三六	二、一八〇
鐵筋コンクリート用スパイラル鋼	五八%	一九〇	五七〇
スターリング銀製皿	四三%	七	四
錫器、鍍金器及漆器	五七%	一九〇	一八一
バルブ及管の取付品の寸法	四〇%	一九〇	五七〇
鍊鐵、鋼製の管の寸法	四三%	六二	六二
剃刀の刃の包裝	四四%	八七三	四九
ターンバツクル	二一%	一、一五四	二、二三八
鋼製の窓	四五%	二〇、〇〇〇	一九、二三八
釉薬を施したる敷煉瓦	四五%	六二	八七三
アスフルト	二四%	二	一
アスベスト	九〇%	一〇二	一一五
アスベス	九三%	六六	二、二四
アスベス	九五%	四二、八七七	一、一五
アスベス	九五%	二四八	一〇
アスベス	九七%	一〇	五
ホタル用陶磁器	七七%	七〇〇	一六〇
煉瓦、面の粗なるもの及平滑なるもの	九七%	七五	一
同 普通のもの	九八%	四四	二
ミルク壠	九二%	四九	一
同 のキャップ	九〇%	一〇	一
建築用タイル(空洞のもの)	九四%	三六	一
建築用スレート(鉛工及衛生工事用)	八二%	八二七	一
屋根葺用スレート	五一%	九八	一
黒板用スレート	九〇%	二五一	一
アスベス	七八%	七二	一
アスベス	八一%	二一	一
アスベス	八〇%	一一五	一
黄銅製便所及下水溜トラップ	九四%	六六八	一
コンクリートブロック	八四%	一四	一
カフェリヤ及ランチ屋用陶磁器	七九%	七〇〇	一
サンドライム煉瓦	八四%	七〇〇	一
食堂車用陶磁器	八四%	七〇〇	一
病院用陶磁器	六四%	七一五、二〇〇	二五四、四〇〇
砥 石	七一五、二〇〇	二五四、四〇〇	二一〇

磁器製衛生工事取付品(釉薬を施したるもの)	八七%	二三二	二七二	四四一
可鍛鐵製造に用うる爐の耐火劑	九二%	一八八	一五	二一〇
鐵筋コンクリート床用ブロツクの寸法	七一%	七	二	五八
研磨剤を表面に着けたる研磨用具	七五%	八、〇〇〇	一、九七六	五八
紙	九七%	四四一	一五	病院、會館用の綿布
雜貨商用紙袋	二五%	六、二八〇	四、七〇〇	病院、會館用の綿布
箱板の厚	七五%	二四四	六〇	綿帆布
チツシューベーパー(ロールを掛けたるもの)	七七%	一三	三	寝臺用毛布
同靴を包むに用うるもの	七二%	二一	六	製作曲本
箱(針金にて締めたる)用木材(ストック品)長	九四%	一〇二	六	製作本工用板
同	九一%	六五	六	同
幅	三三%	九	六	同
厚	九八%	八六	六	作曲本
・	五二%	七八	六	製本工用板
・	八五%	四六〇	六	綿帆布
・	八一%	五七五	六	病院、會館用の綿布

外科用ガーゼ	五三%	一五	四、〇七六	一千五百八
倉庫用書式	五七%	一五	四、〇七六	一千五百八
商店仕入傳票	同	同	同	同
殺虫劑、殺菌劑の包裝	四五%	二二	三八	數千
ペイント及ニス用刷子	七一%	一一	一〇	數千
人道の街燈の大きさ	四五%	一三八	一三八	數千
同 のスタイル	九五%	六	六	數千
小切手、手形、爲替手形其の他類似のもの	九四%	二二〇	一〇	數千
金屬製薬莢	八〇%	一〇	八〇	數千
植物性ショートニング容器	二六%	三四八	一一〇	數千
閃光燈ケース	六九%	三五	一一〇	數千
鹽の包裝	四四%	二五	一一〇	數千
作曲教授用黒板 色	六六%	二五	一一〇	數千
綿創膏ロール	五五%	一八	一一〇	數千
同	九六%	三	一一〇	數千
長 幅	三三%	一	一一〇	數千

同スパールの幅	三八%	八	五
同スパールに巻きたる長	四三%	二三	一三
床用等	四五%	一一	六

此の外既に單純化を行ひたるものにして、本表の數字の未詳なるもの次の十數種あり。

木材、ダイヘット、チエーサー、カーボン刷子及其のピッグテール、屑鐵及屑銅の種類別、車輛機械及ロツグボルトの荷造、白釉タイル及釉薬を施さざる陶製モザイク、金屬製糸巻、鉛筆、ブレーキの内張、テーパーロール軸承、アッシュ材製取手、さはくるみ製取手、鐵鋼屋根材、金屬製(空洞の)戸、カラミン製戸、折疊及可搬の木製椅子、ハツクソーの鋸刃

尙前表に示す工業品の單純化を實行した效果の事例に付て、當業者から商務省に報告して居るもの内、主なるものを摘録すると次の通りである。

品目	當業者 の 報 告 の 要 領
----	-----------------

釉薬を施したる

(一) 生産費を五%低減し得たり。

敷煉瓦

(二) 一ヶ年間諸経費に於て一万五千弗乃至二萬弗(内利益五千弗)の節約となれり。

(三) 設計簡単となり各州の購買仕様書統一せらるるに至れり。

(四) 標準なかりせば生産費は六%増加すべし。

金屬製子舞

在庫品の種類減少し一萬四千弗の節約となれり。

アスファルト (一) 在庫品の種類減少し且賣行増加し、倉庫は經濟的となり、又投下資金も減じ、商品の價格を低下し得たり。

(二) 商品の選擇簡単にして又工事監督も容易となれり。

(三) アスファルト鋪道の費用を平方碼に付二五セント低減し得たり。

(一) 形前多種類の商品を取扱ひたる時の如き混雜なく、賣行も増し、同種品の在庫品を増加したるが全在庫品としては從來よりも減少し、投下資金を減ずるを得たり。

同種のものを多量生産し得ることとなりたる爲品質を向上し、又自動機械の設備を爲すに至れり。

(二) 従來在庫品一萬弗中死藏となるものは約二千弗なりしが、單純化後この死藏を省くことを得たり。

(三) 在庫品を少くとも三三%三分の一減少することを得たり。

(四) 販賣高二三・五%増加し在庫品を三五%減ず。

或年に於ける註文受高の六〇%に對しては四十五萬弗を損失し、四〇%に對しては三百萬弗の利益を得たり。右損勘定に屬するものは一口二十五萬位の小口註文のものなり。十四年前の取扱品は二七六二種なりしが、今日は七六一種即ち二八%に減少せり。標準化せられたるものの中上等品に屬するものは從前二〇三〇種なりしが、今日は之を三四四種即ち一七%に減少せり。

(一) 生産費低減し賣行を増し、品質の改良を爲す餘裕を生ぜり。

(二) 従前は八分の一时大型寸法のものにて五封度なりしが、標準の普通煉瓦は四・六封度となり、運送費を減少せり。尙新型煉瓦は粘土分少くして乾燥時間と縮し、又取扱容易にして從前のものを四〇萬箇入れし窯は四六萬箇を入れ得べく、且加熱時間短縮し燃料を節約し得たり。當初は大型寸法のものを製造したるが、漸次新型煉瓦に移りて其の利益を收め居れり。

針金製垣の包装

針金製垣

(一)商品の死藏を減少し又註文引受能力を増大せり。

(二)千九百二十六年中に取扱ひたるものゝ大きさ及型式の四〇%を廢止し得たるが、賣上高に於て七%を増加せり。

材木

木

(三)州の購買局に於ては購入品の種類減じたる爲購入の諸費用減じ、結局購買品廉價となれり。

(一)従來の在庫品五十萬弗を其の半分に減じ得べし。

(二)従前は過多の在庫品ありて之が爲利益を全部失ひしが、單純化實行によりて在庫品を六〇%以上減じ、間に在庫品目録より一、四五〇種を削除し得たり。

コンクリートブロック

ペイント及ワニス刷子

(一)従前は過多の在庫品ありて之が爲利益を全部失ひしが、單純化實行によりて在庫品を六〇%以上減じ、標準品に屬する種類の販賣高は一五%増加せり。

(二)諸經費に於て一萬一千五百弗餘の節約となる。

(三)賣價を二五%低下し販賣高増加せり。

ダイヘッド及チエーサー

(一)千九百二十五年十二月末日より千九百二十七年十二月一日迄に在庫品中二十二萬五千弗餘減少し、又資本に對する利子の減額一萬三千五百弗に達し、特殊のチエーサーを廢止したる爲一萬弗を節約せり。

尙事務所經費に於て二萬五千弗節約したるが、此の半分は單純化實行の結果なり。

(二)工費を五〇%低減し得ることなれり。

(三)在庫品の種類を二〇%減少せり。

彙報

◎臨時産業合理局委員會 經過概況

臨時産業合理局の各委員會、即ち常設委員會及び臨時委員會の二種の委員會の各々に付て、其の任務とするところ又は其の成立以來の審議の經過等に付ては、「産業合理化」第一輯に於て大略を記述して置いた。其の後各委員會共其々其の定められたコースを進んで居る次第であるが、茲に各委員會毎に、本誌第一輯に於ける記述以後の大體の経過を述べることとする。

(一) 生産管理委員會

節約」、「適性考査」、「業務改善研究會」、「労務者教育の改善」等の諸項目は、差當り次に發表せらるゝこととなるものと思はれる。尙本委員會に於て一應の審議を了り、小委員に附託せられたるものは、第一輯記載の十六項目の外、更に其の後「作業工程管理の改善」、「常備品の整理及年度契約」、「工場統計」等がある。

(二) 財務管理委員會

我國事業會社の貸借對照表及財產目錄の形式及内容が頗る區々に涉つて居り、明確を缺くものが尠くないことは、何人も不便とするところであつて、之を適當に整備することが企業經營の合理化上最も緊要なことであることは、言ふを俟たないところである。本委員會は、右の見地から慎重審議の結果「標準貸借對照表」及「標準財產目錄」を作成し、一般に發表して頗る世論の注意を惹くところがあつた。尙其の内容の完璧と之が實施の普及

を圖る爲めに、目下金融界、事業界の有力なる團體多数のものに之を送付して、其の意見を徵して居るのであるが、一般に斯かる企圖が時弊を救済するに最も有效な手段であるとせられ、各方面に好評を以て迎へられつゝあるの實情は、洵に喜ぶべき現象と謂ふべきであらう。

右「標準貸借對照表」及「標準財產目錄」は、本號彙報欄別項に掲げて置いたが、尙其の作成の趣旨其の内容の詳細な説明等に付ては、何れ本委員會委員に依嘱して執筆して貰ふこととし度い。

(三) 販賣管理委員會

本委員會に於ては、我國に於ける販賣方面の時弊の最も顯著なものとして、不正競争を擧げ、之が實例等を調查の上、不正競争防止法制定に關し決議するところがあつたことは、本誌第一輯資料欄に記載の通りである。其後本委員會に於ては、引續き重要輸出品工業組合法改正

案要綱、輸出組合法改正案要綱、商業組合法案要綱に付て審議し、夫々委員會としての意見を具申するところがあつた。尙本委員會に於ては、差當り審議すべき事項として、左の各項の事項を決定し、各項に付夫々小委員を擧げ具体的成案を作らしめることとなつた。

企業統制ニ關スル法制ニ就テノ決定

我産業界ノ極メテ無統制ナル實情ニ鑑ミ此ノ際企業統制ノ徹底ヲ圖ルハ最緊要ト認ム而シテ企業ノ統制ヲ圖ルハ先づ生産者ニ重點ヲ置キ其ノ同業者ノ組合團體又ハ協定ニ依ルヲ適當トス

而シテ同業者ノ組合團體ニ依ル企業ノ統制ニ付テハ現行法上モ重要輸出品ニ關スル限りニ於テハ重要輸出品工業組合法アルヲ以テ大體臨時産業審議會ノ答申ノ趣旨ニ則リ右法律ニ改正ヲ加ヘ其ノ適用範圍ヲ一般工業品ニ擴張スルト共ニ取締規定ヲ整備シ其ノ統制施設ノ徹底ヲ期スルヲ適切ト認ム然レドモ現下ノ我産業合理化ノ方策トシテハ此ノ法律ノ改正ノミヲ以テハ尙足ラザル所アルヲ以

本委員會の審議の範圍等に付ては、本誌第一輯彙報欄記載の通りであるが、其の後本委員會に於ては、數回に

- テ重要産業ノ統制ヲ圖ルガ爲ニ臨時應急ノ措置トシテ新ニ一般的統制ニ關スル法律ヲ制定スルヲ急務ト認ム企業ノ統制ニ關スル法律ノ要綱左ノ如シ
- (イ) 本法ハ主務大臣ノ指定スル重要産業ニ之ヲ適用スルコト
- (ロ) 重要産業ニ關スル生産者又ハ其ノ組合ガ生産又ハ販賣ニ關スル協定ヲ爲シタルトキハ其ノ組織内容ヲ主務大臣ニ届出ヅベキモノトスルコト
- (ハ) 主務大臣ハ統制協定ノ公正ヲ維持シ及公益ヲ保護スルノ見地ヨリ協定ノ變更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト
- (ニ) 主務大臣必要ト認ムルトキハ統制協定ノ成立ヲ斡旋シ得ルモノトスルコト
- (ホ) 主務大臣ハ統制協定ガ現ニ之ニ加盟スル同業者共同
- (ト) 主務官廳ニ常設委員會ヲ置キ左記ノ如キ事項ヲ其任務トスルコト
- (1) 本法施行ニ就テ主務大臣ノ諮詢ニ應ズルコト
- (2) (イ)ハ及ホノ事項ヲ審議スルコト
- (3) 主務大臣ノ命ニ依リニノ斡旋ニ當ルコト
- (4) 協定ニ關スル紛議ノ調停及仲裁ヲナスコト
- (5) 企業統制ニ關スル政策ニ付主務大臣ニ建議ヲ爲シ得ルモノトスルコト
- (チ) 統制協定加盟者ノ協定違反ニ對スル制裁ハ協定ノ規約ニ據ラシムルコトシ之ニ從ハザルトキハ加盟者ノ決議ニ據ル申請ニ基キ主務大臣其履行ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト
- (リ) 左記ノ如キ場合ニ付テ罰則ヲ設クルコト
- (1) 統制協定ノ届出義務違反
- (2) 統制協定ノ變更若クハ取消命令ノ違反
- (3) 統制協定ニ加入セザル同業者ニ對スル協定服從命令ノ違反
- (4) 統制協定違反者ニ對スル制裁服從命令ノ違反
- (ヌ) 本法ノ適用期間ハ三年ト云フガ如キ短期ノモノトスルコト
- 尙右統制に關する法律の制定に關聯して企業の整理若くは經營の合理化の爲めにする不動産所有權の譲渡、地上權賃借權若くは抵當權等の設定又は會社の合併に付ては主務大臣の認定に依り之に關する國稅及地方稅を免除することを得る旨の法律（適用期間を短期とすること）を制定するは產業合理化を促進するに緊要なる施設と認む而して右統制委員會の決定の趣旨に基き、合理局では企業統制に關する特別法制定の議を決し、其の案文の起草を行へ、今第五十九議會に提案の目的の下に、目下關係各省と協議する等着々準備を進めてゐる。
- (五) 國產品愛用委員會並に消費經濟委員會
國產品愛用委員會が先づ所謂「國產品愛用運動實施計畫要綱」を定め、之に基いて全國的の國產品愛用運動の中心

となつて活動して居ることは、寧ろ世間周知の事實である。國產品愛用運動の一として國產品輸入品對比展覽會が全國的に開催せられたのであるが、(其の開催地及開催日取等に付ては別項を参照せられ度い)國產品愛用委員會に於ては、此の展覽會に貸與すべき對比見本の選定をやり、適當なものと認めた品種約百四十種のものを其の製造者名と共に發表した次第は、本誌第一輯に於て説明せられて居る。其の後此の委員會では、引續き對比見本として適當なる品目の選定に從事して居るのであつて、

目下其の小委員會に於て慎重考究中である。尙對比展覽會の關係以外、主として學用品、日用品等に付國產品と輸入品との實物の對比表を作成して、學校、會社、工場等に配付することに付ても、目下考究中である。

因みに、是等の國產品愛用委員會に於て選定せられた品目の製造業者をして一の團體を組織せしめ、相互に研

究努力を爲さしめるることは、亦所謂「國產愛用運動實施計畫要綱」の一項目であるが、昭和六年一月二十三日國產工業懇話會の名稱の下に、右の趣旨の團體が設立せられた。(別項参照)

消費經濟委員會は、本年度に入てから未だ具體的な進展を見るまでに至らないが、目下主査の手許に於て、消費經濟上に於ける數項の具體的改善方法等に付て取調中である。

第二、臨時委員會

(一) 輸出縞綿布工業改善委員會並に輸出綿縮工業改善委員會

右兩委員會共夫々斯業統制の具體的實行案を決定して、縞三綾については昨年十月一日から、綿縮に付ては本年一月一日から、夫々其の實行を見て居る次第である

が、其の統制實施の結果に付て見ると、從來の無規律無

節制な狀態から秩序ある狀態に改善せられたところ多大であり、市價も比較的安定し、註文引合も増加して、確

實な採算の基礎も定まつた狀態であつて、一般に綿業界不振の現狀から見れば、兩者共他の業種に比し、遙かに有利なる立場に立つて居るのである。而して此の縞三綾及綿縮業統制の成功は、延いては他の綿業一般に好箇の刺戟を與へたものとも云ふべく、聽ては又綿業以外の他の絹織物業等に對しても、好影響を及ぼしたことは掩ふ可からざる事實である。斯くして此の縞三綾並綿縮兩工業に付ての改善委員會は、茲に其の豫期以上の成績を收めたと謂へる次第であつて、我國に於ける所謂中小工業の統制合理化上、寔に喜ぶべきことゝ謂はねばならない。

(二) 羊毛工業改善委員會並に過磷酸肥料工業改善委員會

羊毛工業改善委員會に付ては、目下其の小委員會に於て具體案考究中であり、其の後委員會を開かるゝまでに

至て居ないが、何れ適當なる成案が纏められることゝ期待せられ居る。

過磷酸肥料工業改善委員會は、重要輸出品工業組合法に據り、斯業の統制を圖るを以て最も適當なりとの結論に達し、其の決議の趣旨に鑑み、商工省に於ては、重要輸出品工業組合法に所謂重要輸出品として磷酸肥料を追加指定したことは、第一輯記載の如であるが、其の後斯業關係同業者より、正式に該法に依り過磷酸肥料工業組合設立認可の申請が提出せられ、目下商工省當局に於て之が認可の手續が進められて居るから、遠からず重要輸出品工業組合として認可せられることゝなるであらう。

(三) 造船業改善委員會

本委員會に於ても、小委員會を擧げて具體的に審議したのであつたが、客年成案を得、本委員會に於て可決せられ、合理局長官宛報告するところがあつた。

右報告の内容は、曩に臨時産業審議會の議決した造船業の統制に關する方策に基き、更に具體的に審議した結果であつて、斯業統制の爲めには産業審議會答申中に所謂第二案及第三案即共同經營及委託經營の兩案よりも、出來得るならば其の所謂第一案即各造船會社の合同を斷行し、其の完全なる統制の下に、徹底的合理化を圖るべしとの結論に達して居る。而して之に付ては、勿論攻究すべき問題が多いのであるが、殊に合同の範圍、資産評價の標準等の如きは、最も慎重に調査する必要があると爲して居る。而して又政府に於ても、合同の促進を圖る爲めに出來得る限り助成の方法を講ずるの要があるとして、具體的な希望の條項を決定して居るのである。

以上は常設及臨時の各委員會の經過であるが、現在別に委員會の設置は無いけれども、鐵鋼業の統制の問題は、特に合理局顧問會に於て商工省關係當局及製鐵所當局と會中である其の意見又は批評を聽いた上、右委員會に於て多少の修正があるかも知れりが、尙其の作成の趣旨内容の説明等に付ては、更に近く本誌上に於て發表せられることが期待せられる。

標準貸借對照表

臨時産業合理局財務管理委員會案(未定稿)

標準貸借對照表説明

形 式

(一) 貸借對照表なる標題を附すること
(二) 決算日の確定日付を附すこと、尙第何期末と附記する可とす

社名又は店名を明示すべし

(三) 摘要及び金額欄は左右二欄(横書アラビヤ數字を用ゆ)とするを原則とし左側を借方として資産の項目を列記し

り

會中である其の意見又は批評を聽いた上、右委員會に於て右側を貸方として負債及資本の項目を掲ぐ。

上下二段又は前後(縦書日本數字)に區別するも可なり。此場合は上段又は前部を借方とし、下段又は後部を貸方とす

借方に「資産の部」と貸方に「負債及資本の部」と附記するも可なり

借方貸方の標題及び内容に就き之と反対なるものを用ゆるものあるも一般の慣用に従ひかく決定せり。借方貸方の代りに資産、負債となすものあるも却て内容を正確に表はし得ざる惧あるを以て之を避く

(五) 金額欄に内譯欄或は補助欄を設くることは記述を明瞭にする便あるも紙面を大とする弱點あり。依つて銀行法附屬雑形の例に倣ひ綜合項目の金額は之を別種の字體を以て表はし、控除項目の金額は摘要欄内に註記することせり。但し丙及丁表には内譯欄を設くるものを例示せ

協同し産業審議會の答申に基き、八幡製鐵所を中心として、民間會社を加へて一大合同會社を設立せしめる目的の下に、種々調査審議を重ねて來たのである。今第五十九議會に右に關する關係法律案が提案せらるゝ豫定であつて、目下關係當局に於て之が爲め種々準備が進められて居る。尙鐵鋼業の問題に付ては、資料欄の記事を参照せられ度い。

すべき問題が多いのであるが、殊に合同の範囲、資産評價の標準等の如きは、最も慎重に調査する必要があると爲して居る。而して又政府に於ても、合同の促進を圖る爲めに出來得る限り助成の方法を講ずるの要があるとして、具體的な希望の條項を決定して居るのである。

◎ 標準貸借對照表並に 標準財產目錄

臨時産業合理局財務管理委員會に於て作成した標準貸借對照表並に標準財產目錄を左に掲げる。右は形式上尙未定稿で目下右委員會から金融業者、事業者の各團體、關係學會、其の他學者、實際家方面に向つて之に對する意見を照

(六) 標準は株式會社に於て總會へ提出するものを示す。

(借方項目)

公告するものも亦同一形式に依るを希望す。事業内部に於てより詳細なるものを作成するは勿論隨意なり

(七) 銀行、保險業等には特別の規定あるを以て是等の事業を除外して作成せり

(八) 甲乙二表は工業に對し、丙丁二表は商業に對するものにして他種の營業は適宜之に準ず

(九) 揭載以外の項目は大略之に準ず

甲及乙表、丙及丁表の項目及説明は相互に適用し得る限り共通するものとす

(十) 項目の配列は工業の場合には固定性配列法、商業の場合には流動性配列法をとるも事業の種類を問はず固定資産の多きものは固定性配列法によるも可なり

内 容
甲及乙表（工業）

（一）項目は固定性のものに流動性のものに順次配列す
（二）固定資産の各項目は「土地」「建物」「機械」「設備」の如く分類して明示すべく、形式に掲げし以外に「船舶」「軌道」「船渠」等必要によりて別項目を設くべし
（三）礦業會社に於て礦區、諸設備、諸用具等を一括して「興業費」或は「起業費」として示すが如き特殊の表示は事業の性質により之を認む。但此場合には括弧内に内容項目を註記するを可とす
（四）「地上權」「水利權」「特許權」「商標權」「Goodwill」等無形資產は各別項目となすを可とす
（五）建物、設備、機械、工具、什器、特許權等は領却の結果を金額欄に掲ぐると共に括弧内に其時迄の銷却累計を記入す。随つて取得原價は既銷却累計と現在金額とを合計して算出さる

(四) 子會社に對する出資は之を特別の項目とすべし

子會社とは其の會社の資本の大部分を所有し、之を支配し得る關係にあるものと解す。故に多少の利害關係により所有する他會社の株式は別に「有價證券」なる項目とし、之より除外す。「子會社勘定」は出資金以外に一時的

貸金又は取引上の貸金を示す。子會社が少數なる時は社名を附記すれば更に明瞭なるべし

(五) 投資に屬する「不動産」は營業本來の目的を以て所有するものと區別せん爲めの項目にして、區別の困難なるものは個々の事情に依つて判定する外なし。ビルディングを建造して一部を營業に使用し、大部分を貸付くる如き場合寧ろ投資と見るが妥當なるべし

(六) 有價證券並に貸付金が投資を目的とする場合には之を他の場合と區別し、投資の分類に屬せしむべし

(七) 有價證券を貸付けし場合には「貸付有價證券」の項目

（一）項目は固定性のものに流動性のものに順次配列す
（二）固定資産の各項目は「土地」「建物」「機械」「設備」の如く分類して明示すべく、形式に掲げし以外に「船舶」「軌道」「船渠」等必要によりて別項目を設くべし
（三）礦業會社に於て礦區、諸設備、諸用具等を一括して「興業費」或は「起業費」として示すが如き特殊の表示は事業の性質により之を認む。但此場合には括弧内に内容項目を註記するを可とす
（四）「地上權」「水利權」「特許權」「商標權」「Goodwill」等無形資產は各別項目となすを可とす
（五）建物、設備、機械、工具、什器、特許權等は領却の結果を金額欄に掲ぐると共に括弧内に其時迄の銷却累計を記入す。随つて取得原價は既銷却累計と現在金額とを合計して算出さる
（六）子會社に對する出資は之を特別の項目とすべし
子會社とは其の會社の資本の大部分を所有し、之を支配し得る關係にあるものと解す。故に多少の利害關係により所有する他會社の株式は別に「有價證券」なる項目とし、之より除外す。「子會社勘定」は出資金以外に一時的貸金又は取引上の貸金を示す。子會社が少數なる時は社名を附記すれば更に明瞭なるべし
（七）投資に屬する「不動産」は營業本來の目的を以て所有するものと區別せん爲めの項目にして、區別の困難なるものは個々の事情に依つて判定する外なし。ビルディングを建造して一部を營業に使用し、大部分を貸付くる如き場合寧ろ投資と見るが妥當なるべし
（八）特定資產は事業の所有に屬するも、直接營業の資金に使用せざる資產にして、特殊の目的にのみ利用すべく區別したるものなり
「引當見返金錢信託」「引當見返有價證券」の兩者は何れも貸方各種引當金に對するものにして其の資金を特別に信託會社に預託し又は之を以て有價證券を買入れたるものなり。故に其金額は貸方引當勘定と一致すべきものなるも種々の事由により多少の相違は生ずべし。例へば引當金を支出するに當り信託預金の期限到来せず一時營業の流動資產を流用する場合の如きこれなり
「減債積立見返預金」も亦同一の性質を有し、社債辨済の目的にて資金を特殊の形態に保存するものなり。貸方「減債積立金」と大體一致す

「従業員預り金見返有價證券」は従業員預り金を有價證券に放資したものにして、これ亦貸方「従業員預り金」と理論上一致すべきものなり。

總て此種の特定資産を有せざるか、又は之が不足する場合には貸方にある各種の引當金勘定又は従業員預り金の資金はそれだけ營業に使用あるものと認むべきものとす。

(九) 营業資産は註文製作をする場合には作業資産と

し、製品を生産する場合には作業及販賣資産とすべし。
「材料」「半成工事」「原料」「仕掛品」「製品」等は總て現品棚卸を基礎とし現在高を表はすべきものとす。

之に類似する「貯藏品」其他の項目を設くることもより可なり。

重要な品種は種別に掲ぐれば一層明瞭なるべし。

(十) 流動資産は現金並に現金に換へ易き資産なり。甲表に

於ける「未收入金」は所謂賣掛金に相當するものが大部分を占むべきも、乙表の如く之を別項目とせば製品販賣以外の諸受取勘定を含むものと解すべきものとす。

「貸附金」は營業關係による一時的貸附を表はす。

(十一) 「受取商業手形」は商取引の結果發生せる手形債權にて、假令手形債權を得るも融通手形に屬するものは「貸附金」とし或は「手形貸附金」の如き別項目を設くべきなり。

受取商業手形を割引に附したる時は、「受取商業手形」の金額（借方）を減ぜず、反対に貸方に「割引手形」なる項目を起して其額を記載す。隨つて現在の手許有高は兩項目を相殺することにより容易に知り得べし。貸方の「割引手形」の金額は償還請求を受くべき附帶義務額（偶發債務）を示す。

(十二) 雜勘定は繰延勘定及び假勘定を含む。「假拂金」は歸

屬する勘定又は金額の確定せざる支拂額を示すものにしそうべし。

て、是等が確定せば適當の勘定へ振替へ精算さるべきものとす。

但固定資産の獲得に對し支出せる假拂金は之を「建設費假勘定」又は「起業費假勘定」として固定資産の分類に加ふべきものとす。

(十三) 「未経過保険料」「未経過割引料」等は保険料、割引料として支拂へる經費を次期の負擔として繰延べたるものなり。

創業費は會社の設立費を限度とすべきも、創立時の附帯必要費用は之を加ふることも認められざるに非ず。是等は短期間例へば三年以内に銷却するを條件として資產に計上することを得べし。

(十五) 他會社又は他事業を買收し其代償金額を「買收勘定」にて示したる場合にはなるべく速に引繼ぎ諸勘定へ整理

(十六) 建設利息は特に其處理法が規定さるゝ事業（例へば鐵道の如き）を除きては、之を有體資産の金額に加へず、別勘定を以て示し、開業後なるべく速に銷却すべきものとす。

(十七) 他人より有價證券を借り入れ、之を保證金代用に他に差入れたる場合には「借受有價證券」なる負債項目を貸方へ設くると共に「保證差入有價證券」なる資產項目を借方へ設けざるべきからす。其金額は借受當時の時價を標準とす。

自己所有の有價證券を保證として差入れたる場合にも同様に「保證差入有價證券」とし之を手許に保存するものと區別すべし。但其の金額は該證券の帳簿價額とす。

(十八) 他人より保證金として有價證券を受入れし時は貸方に「預り保證有價證券」なる負債項目を設くると共に、借方

に「保管有價證券」なる資産項目を設くべし。但其金額は何れも受入當時の時價を標準とす

(九) 「社債差金及發行費」は社債の割引發行による差損並に發行費を示すものにして、之を發行當時の損失とせず、社債償還期迄の各年度に割宛て銷却するを得べし。社債が

分割償還をなさるゝ時はその程度に應じ銷却するを要す

(十) 新事業計畫又は新技術採用に依り生ずる特殊経費は「開發費」として之を資産に計上し得べし。但しなる可く

短期間に銷却し、空虚なる資産を貽さるの注意を肝要とす

(貸 方 項 目)

(一) 株主勘定は元入額及び積立金額にして、所謂正味身代額の内譯を示すものなり

(二) 「未拂込株金」は借方に掲げずして、貸方摘要欄に之を公稱資本額と並記し、其差額即ち拂込額を資本金として

計上すべし。蓋し未拂込株金は倒令株主をして拂込みをなさしむる會社の權利を表示するものなりとは云へ、債務に對する擔保たるべき一般資產と同一視すべからざるを以てかく控除項目とするを妥當と認めたるに因る（本項に就いて此處理法を探るの理由は別に示すべし）

(三) 優先株を發行したる場合には其金額を普通株による資本金と區別して掲ぐべきものとす

(五) 引當勘定は前記積立金と本質を異にし、主として損失

に課して留保せらるゝものなり。此種の項目に對しては從來準備金なる語が用ひられしも、純益留保の積立金と同視さるゝ惧あるを以て、かく別種の名稱を用ひたり「研究引當金」は研究費支辨の目的にて留保せしものな

り。他人より此種の基金の寄贈を受けし場合も其目的が特定し、資本主の任意處分を許さざるものならば利益に加へずして引當金として存置すべきなり

「修繕引當金」は建物、設備、機械等の周期的なる大修繕費を各年度に均分する目的を以て留保するものなり

「納稅引當金」は未拂稅金と同じく稅金未拂額を表はすも、「未拂稅金」なる項目は納稅通告を受け稅額確定せる債務にして、稅額未確定のものを本項目にて示す

(六) 「銷却引當金」は固定資金の銷却額を借方當該資產の項目より控除する代りに貸方に設くるものにして、例へば

一群の固定資產に對し總括的銷却をなす場合に個々の資產より控除するの煩を避けて、此獨立項目を設くる如し。尙當該資產より直接控除する方法と併用する場合もあるべし

(七) 「退職給與引當金」又は「年金引當金」は屢々純益留保

(八) 「親會社勘定」は親會社に對する短期借入金又は營業上の債務を示す

の項目と認められし所なるも、會社の規則により確定せる計算の基礎を有する場合には事業の債務と認むるを妥當とす。故にかかる場合には引當金として處理するを適當とすべし

(九) 長期負債の部に屬する「借入金」は大凡一個年以上に亘る借入金を意味す

(十) 社債は擔保の有無に依つて其額を區別して計上せざる可からず。擔保種別も之を示すを可とす

(十一) 短期負債に屬する「買掛金」と「未拂金」とを區別する時は、「買掛金」が材料其他物品の買入に關するものにして、「未拂金」は他の債務を意味す。未拂賃銀の如きは之を別項目にするも可なり

して、融通手形による借入金は假令法律上手形債務を負ふと雖も之を短期の「借入金」に加ふべきものとす。後者を特に「手形借入金」となれば更に明瞭なるべし。

「割引手形」に就いては既に述べたり。

(四) 「前受金」は工事の手附金、前受金其他之に類似の債務を含む。

「従業員預り金」は従業員より受入れし貯金、積立金等を示す。

(五) 「預り保證金」は受入れたる保證金額を示す。現金以外所に從ふ(預り保證有價證券参照)。

(六) 「當籤社債未拂金」は抽籤償還を行ふ場合に當籤社債の未だ支拂はざる部分にして、之を社債勘定より區別して示すべきものとす。

(七) 雜勘定に屬する「假受金」は借方項目の假拂金と類似

の性質を有し、勘定又は金額の未確定なる受入金を表すものなり。

(八) 「未経過収入利息」は貸付金に對する前受利息のうち期限未経過の部分を示す。

(九) 「前期繰越損益」並に「當期損益」は之を株主勘定より區別し、借方貸方何れの側に存在する場合に於ても最後の項目に掲ぐべきなり。

或は借方貸方共に此項目を除きて一先づ合計をなし、其次に之を記入して借方貸方の合計を一致せしむるも可なり。

(十) 前期繰越損益と當期の損益とを合算して當期損益として示すの例あるも、兩者は之を區別すべきものとす。

丙及丁表(商業)

(借方項目)

(一) 項目は流動性のものより固定性のものに順次配列す。

(二) 借方に存在する「受託販賣」は販賣の委託を受け、之に關する立替金又は前貸金を意味す。

(三) 借方に存在する「受託買付」は商品買付の委託を受け、之に關する立替金を意味す。

(四) 流動資産に屬する「有價證券」は投資に屬するものと異り、一時的遊金を放資せるものに限る。

(五) 販賣資產に屬する「商品」は手持商品を示す。更に之を品種別として示すも可なり。未着品は場合により「商品」に含め得るもの之を別項目とせば更に明瞭なるべし。

「積送品」は他地方へ販賣委託の爲めに發送せる商品價額を表はす。

(六) 「姉妹會社出資」は子會社出資に類す。

(七) 「營業權」は所謂 Goodwill を意味し、毎期適當の率にて銷却するを可とす。

(八) 役員又は職員に對する貸附金は他の債権と區別して

「社内貸附及立替金」なる項目を以て示すべし。

(九) 借方に存在する「代理店勘定」は代理店に對する賣掛金其他の債権を表はす。

(十) 「廣告宣傳費」は既に述べし「開發費」と同じく、其の支出の性質が一時的に非ずして、次期以後の賣上増加或は經費節約の原因をなすものなる場合に限り、之を速に銷却することを條件として一時資產に計上し得べし。

(貸方項目)

(一) 貸方に存在する「受託販賣」は販賣の委託を受けし商品の賣上代金又は之に關する其他の債務を示す。

(二) 貸方に存在する「受託買付」は買附の額託を受け、之に關して受入れし内入金を表はす。

(三) 商品切手を發行したる場合に其未決済額は「商品切手勘定」として他の債務を區別して計上するを可とす。

(四) 「貸倒引當金」は賣掛金及び貸附金等の貸倒の額を推定

第〇〇期末 昭和〇年〇月

[甲表]

甲 工 業 株

借 方		金 额
固 定 資 產		
土 建 物 及 設 備	地 (銷却累計 6,914,000.00)	46,965,000.00
機 械	(" 12,049,000.00)	7,630,000.00
工 具 及 什 器	(" 2,110,000.00)	13,422,000.00
特 許 權	(" 1,233,000.00)	23,016,000.00
投 資		2,139,000.00
子 會 社 出 資		758,000.00
子 會 社 勘 定		15,262,000.00
不 動 產		10,886,000.00
特 定 資 產		3,211,000.00
引當勘定見返金錢信託		1,165,000.00
從業員預り金見返有價證券		33,146,000.00
作 業 資 產		21,000,000.00
材 料 品		12,146,000.00
半 成 工 事		54,974,000.00
流 動 資 產		12,921,000.00
未 收 入 金		42,053,000.00
貸 附 金		9,791,000.00
銀 行 預 金		4,242,000.00
現 金		3,651,000.00
雜 勘 定		1,884,000.00
假 拂 金		14,000.00
未 經 過 保 險 料		5,847,000.00
創 業 費 (銷却累計 297,000.00)		237,000.00
○ ○ ○ 買 收 費 (整理済高 458,000.00)		54,000.00
建 設 利 息 (銷却累計 936,000.00)		44,000.00
保 證 差 入 レ 有 價 證 券		1,716,000.00
保 管 有 價 證 券		134,000.00
保 證 債 務 見 返		1,500,000.00
債 務 保 證 見 返	500,000.00	2,162,000.00
損 失		1,504,000.00
前 期 損 失		1,504,000.00
		167,489,000.00

二三五

〇〇日 貸借對照表

式 會 社

貸 方		金 额
株 主 勘 定		82,620,000.00
資 本 金		100,000,000.00
內 未 拂 迟 額 控 除		40,000,000.00
法 定 積 立 金		60,000,000.00
別 途 積 立 金		11,400,000.00
自 保 险 積 立 金		10,000,000.00
引 嘗 勘 定		1,220,000.00
研 究 引 嘗 金		20,944,000.00
銷 却 引 嘗 金		658,000.00
○ ○ ○ 修 繕 引 嘗 金		1,345,000.00
退 職 給 與 引 嘗 金		1,653,000.00
長 期 負 債		17,288,000.00
親 會 社 勘 定		9,000,000.00
借 入 金		3,000,000.00
短 期 負 債		6,000,000.00
買 掛 金		44,818,000.00
未 拂 金		9,051,000.00
支 拂 商 業 手 形 金		1,986,000.00
前 受 金		4,043,000.00
從 業 員 預 り 金		14,338,000.00
未 拂 配 当 金		15,397,000.00
雜 勘 定		3,000.00
假 受 金		3,984,000.00
未 經 過 收 入 利 息		309,000.00
借 受 有 價 證 券		13,000.00
預 り 保 證 有 價 證 券		1,500,000.00
保 證 債 務		2,162,000.00
債 务 保 證	500,000.00	
利 益		6,123,000.00
利 嘗 期 利 益		6,123,000.00
		167,489,000.00

二三四

事業の性質に依りては固定資産を總括して（某所興業費）（某所固定資のこと、例へば某鐵山興築費（鐵區、土地、山林、鐵道、建物、設備、

產）（某所發電所）と記載すること、但此場合には括弧内に其内容註記機械、器具を含む）と記載すること。

第〇〇期末 昭和〇年〇月

[乙表]

乙 製 造 株

借 方		金 额
固定資産		7,295,000.00
借 地 権 (銷却累計)	110,000.00	213,000.00
建 物 (〃)	1,341,000.00	2,443,000.00
設 備 (〃)	310,000.00	561,000.00
機械工具及什器 (〃)	2,034,000.00	4,075,000.00
商 標 権 (〃)	7,000.00	3,000.00
投 資		2,300,000.00
有 價 證 券		1,200,000.00
貸 附 有 價 證 券		100,000.00
貸 附 金		1,000,000.00
特 定 資 產		2,210,000.00
引當勘定見返有價證券		1,210,000.00
減債積立見返預金		1,000,000.00
作業及販賣資產		7,853,000.00
原 料		2,601,000.00
仕 掛 品		3,817,000.00
製 品		1,200,000.00
副 製 品		235,000.00
流 動 資 產		4,754,000.00
賣 掛 金		3,498,000.00
未 收 入 金		3,000.00
受 取 商 業 手 形 (此の内割引高 693,000.00)		823,000.00
銀 行 預 金		424,000.00
振 替 貯 金		2,000.00
現 金		4,000.00
雜 勘 定		1,210,000.00
假 拂 金		211,000.00
未 經 過 割 引 料		8,000.00
社債差金及發行費 (銷却累計)	189,000.00	51,000.00
開 發 費 (〃)	1,918,000.00	940,000.00
		25,622,000.00

二三七

〇〇日 貸 借 對 照 表

式 會 社

貸 方		金 额
株 主 勘 定 資	本 金	11,800,000.00
普 通 股	株	5,000,000.00
優 先 股	株	3,000,000.00
法 定 積 立 金		8,000,000.00
別 途 積 立 金		900,000.00
減 債 積 立 金		1,100,000.00
配 當 金 増 債 積 立 金		1,000,000.00
引 営 勘 定		800,000.00
納 稅 引 営 金		1,356,000.00
退 職 給 與 及 年 金 引 営 金		115,000.00
長 期 負 債		1,241,000.00
工 場 財 團 擔 保 付 社 債		6,000,000.00
無 擔 保 社 債		4,000,000.00
短 期 負 債		2,000,000.00
買 掛 金		5,425,000.00
未 拂 金 及 未 拂 貨 金		1,180,000.00
借 入 金		301,000.00
支 拂 商 業 手 形		500,000.00
割 引 手 形		924,000.00
從 業 員 預 金		693,000.00
預 金 保 譲 金		1,144,000.00
當 簿 社 債 未 拂 金		671,000.00
雜 勘 定		12,000.00
假 受 金		416,000.00
利 益		416,000.00
前 期 繰 越 利 益		625,000.00
當 期 利 益		113,000.00
		512,000.00
		25,622,000.00

二三八

第〇〇期末 昭和〇年〇月

〔内表〕

内販賣株

借 方		金額
流动資産		
現 金	18,000.00	
銀 行 預 金	21,000.00	
受 取 商 業 手 形 (此の内割引高 997,000.00)	1,123,000.00	
賣 掛 金	814,000.00	
受 託 販 賣	142,000.00	
有 價 證 券	147,000.00	
販 賣 資 產		2,265,000.00
商 品	9,055,000.00	
積 送 品	216,000.00	
		9,271,000.00
特 定 資 產		
引當勘定見返金錢信託		1,000,000.00
投 資		
姉妹會社出資	500,000.00	
有 價 證 券	140,000.00	
固 定 資 產		640,000.00
土 地	513,000.00	
建 物	2,545,000.00	
銷却累計	848,000.00	
什 器	434,000.00	
銷却累計	211,000.00	
商 標 權	5,000.00	
銷却累計	4,000.00	
雜 勘 定		2,434,000.00
社内貸付及立替金	32,000.00	
代理店勘定	14,000.00	
假 拂 金	9,000.00	
廣 告 宣 傳 費	87,000.00	
銷却累計	76,000.00	
保 管 有 價 證 券	11,000.00	
保 證 債 務 見 返	101,000.00	
損 失		167,000.00
損 当 期 損 失		92,000.00
		15,869,000.00

二三九

〇〇日貸借對照表

式 會 社

貸 方		金額
短 期 貸 債		
銀 行 常 座 借 越	213,000.00	
支 挪 商 業 手 形	3,921,000.00	
買 掛 金 金 賣 定	1,872,000.00	
未 拗 手 勘 定	24,000.00	
受 託 販 售	236,000.00	
商 品 切 手 勘 定	468,000.00	
預 割 保 證	74,000.00	
引 手 形	997,000.00	
引當勘定		7,805,000.00
貸 倒 引 當 金	298,000.00	
退 職 給 與 引 當 金	892,000.00	
雜 勘 定		1,190,000.00
代 理 店 勘 定 金	16,000.00	
假 拂 受 有 價 證 券	19,000.00	
預 割 保 證 有 價 證 券	101,000.00	
株 主 勘 定		136,000.00
資 本 金	5,000,000.00	
法 定 積 立 金	850,000.00	
配 當 準 備 積 立 金	610,000.00	
偶 發 債 務 積 立 金	200,000.00	
保 證 債 務 500,000.00		6,660,000.00
利 益		
前 期 累 越 利 益		78,000.00
		15,869,000.00

二三八

第〇〇期末 昭和〇和〇月

〔丁表〕

丁 商 事 株

借	方	金額
流動資産		
現金	126,000.00	
銀行預金	1,432,000.00	
受取商業手形 (此の内割引高 26,467,000.00)	29,813,000.00	
賣掛金	23,000,000.00	
受託買付	8,964,000.00	
受託販賣	9,978,000.00	73,313,000.00
販賣資產		
商品	35,381,000.00	
積送品	6,917,000.00	42,298,000.00
特定資産		
引當勘定見返預金		2,000,000.00
投資		
金錢信託		1,500,000.00
固定資産		
土地	4,954,000.00	
建物	1,507,000.00	
銷却累計	501,000.00	
船	1,006,000.00	
船	6,669,000.00	
銷却累計	1,918,000.00	
營業權	4,751,000.00	
銷却累計	120,000.00	
雜勘定		
假拂金	70,000.00	50,000.00
未経過割引料		
先物賣買		
先物買受契約未收	24,318,000.00	
先物賣渡契約未收	19,146,000.00	
		130,592,000.00

〇〇日貸借対照表

式會社

貸	方	金額
短期負債		
支拂商業手形	29,614,000.00	
買掛金	12,467,000.00	
未拂金	1,297,000.00	
受託買賣	4,698,000.00	
受託販賣	12,502,000.00	
借入金	4,000,000.00	
從業員預り手形	2,194,000.00	
引當勘定	26,467,000.00	93,239,000.00
引當税引當金	329,000.00	
貸倒引當金	1,113,000.00	
年金引當金	400,000.00	
退職給與引當金	1,944,000.00	3,786,000.00
長期負債		
姉妹會社勘定債	973,000.00	
株主勘定	5,000,000.00	5,973,000.00
資本金	20,000,000.00	
法定積立金	2,143,000.00	
別途積立金	4,217,000.00	26,360,000.00
先物賣買		
先物買受契約未拂	24,318,000.00	
先物賣渡契約	19,146,000.00	
利益		
前期繰越利益	319,000.00	
當期利益	915,000.00	1,234,000,000.00
		130,592,000.00

し、當該勘定より控除するに代へて貸方に設くる項目な

り。之に組み入れしだけ其期の損失とすべきものとす

(五) 貸方に存在する代理店勘定は代理店に負へる債務を表

はす

(六) 「偶發債務積立金」は偶發債務の發生に依り蒙るべき損失を填補する目的を以て純益を留保したる額を示す

偶發損失の發生の確率か過去の経験を基礎として相當正確に算出せらるゝならば之を推定して其期の損失に課して引當金を設くるも可なり。

保證並に偶發債務表示法

(一) 保證並に偶發債務は貸借對照表に掲ぐることを原則とする

「未拂込株金」を貸借對照表の借方に掲載せざる理由

(二) 之が表示の方法として其金額を金額欄に掲ぐる時は貸借双方の合計額を徒に膨大ならしむるのみならず普通の資産負債と混淆するの不便あるを以て之を摘要欄にのみ

(三) 此種の項目は獨立分類とし、配列の順位は普通の資産負債の後とす

(四) 保證債務は貸方側に掲げ、求償權の確實なるものは借方側に見返勘定をも掲ぐべし

(五) 先物賣買に關しては、「先物買契約」(借方)に對し「先物買契約未拂」(貸方)の二項目、或は「先物賣契約未收」(借方)に對し先物賣契約(貸方)の二項目を設く。其金額は契約金額とす

(六) 其他の偶發債務は適宜以上數項に準じて之を表示すべし

相を潤色することなく寧ろ保守安全を尊重すべきものなり。

然るに今會社の未拂込株金に就き考察するにこれは將來株主に拂込を要求し得る會社の權利なるを以て貸借對照表

に示すべきものなりと雖も其本質に關しては他の資產と同一視すべからざる事情あり。これ未拂込株金を他の資產種目と同列に借方に計上するを避け、貸方に資本金の内譯説明として未拂込の事實を附記することとする所以なり。

此の方式は銀行法、保險業法等の附屬雑形と相違し、且我國多數の會社が實行せる慣例とも異なるに付特に其の重要な理由の二三を左に略述す

(一) 株式は本來轉々譲渡せらるゝの有性あり。随つて拂込義務者に異動を生じ其の確實性を確め難き點は他

の債權に比して大にその趣を異にする所あり

(二) 之を事實に徵するに未拂込株金の徵收に當りては往

標準財產目錄

臨時產業合理局財務管理委員會案(未定稿)

標準財產目錄說明

形 式

- (一) 財産目録なる標題を附すこと
 (二) 決算日の確定日附を附すこと、尙第何期末と附記する
 を可とす

(三) 社名又は店名を明示すべし

- (四) 横書アラビヤ數字を用ゆるを原則とす。縦書日本數字
 を以て記載するも可なり

- (五) 資産の諸項目を初に、負債の諸項目を後に記載し、兩
 者の差額を「正味財産」として示すを可とす

- (六) 本雑形は標準貸借対照表雑形甲表及内表に對して作成
 せる一例にして、其他は適宜之に準ずるものとす

- (七) 本雑形は株式會社に於て總會へ提出するものを示す。

- (八) 特殊の資産及負債の項目については其の内譯目録を別
 事業内部に於てより詳細なるものを作成するは勿論隨意
 なり

- (九) 本雑形は標準貸借対照表雑形甲表及内表に對して作成
 せる一例にして、其他は適宜之に準ずるものとす

に作成添附し、財産目録には内譯目録名と合計金額とを
 揭ぐるも可なり
 (一) 財産目録は資産及負債の各項目につき現品又は證憑に
 照し作成すべきものにして、貸借対照表の各項目中株主
 及損失利益に屬するものを除きたる残餘はすべて財産目
 錄の内容をなすものとす

(二) 財産目録に資産の項目のみを掲ぐるは商法の規定に違背
 せるものと解す
 財産目録に資産の項目のみを掲ぐるは商法の規定に違背
 せるものと解す
 細に之を分類し、且内容を示すに足る附記を要す

せず

(總 説)

- 貸借対照表の如く單に項目と金額とを記載する財産目録
 は不完全と認む
 (三) 資産及負債の各項目に附する價額は財産目録と貸借對
 照表と何れに於ても同一とす
 (四) 「未拂込株金」は株主に對する會社の權利なりとは云
 へ、一般資產と同一視すべからざるものなるを以て之を
 區別し、單に摘要欄に其の金額を記載するに止む
 (五) 保證債務又は偶發債務は負債に計上し、求償權の確實
 なるものは見返勘定を資產に掲ぐ。但金額は摘要欄に記
 載するに止むものとす
 受取商業手形割引に關する償還義務は特に重要なを以
 て「割引手形」なる負債項目を設け、之に對し「受取商業手
 形」の金額は現在手持高と既割引額とを合せ計上すべし
 (六) 本説明に掲げざる項目に就ては標準貸借対照表説明に
 準據し其の内容を記載すべきものとす
- (一) 土地は個々の土地につき所在地、用途、坪數を明示し、價額は取
 得原價と銷却累計とを區別するを可とす
 (二) 建物及設備は所在地、用途、坪數を明示し、價額は取
 得原價と銷却累計とを明示すべし
 (三) 機械、工具、什器等は所屬別又は用途別に記載し、價
 額は取得原價と銷却累計額とを區別するを可とす
 (四) 固定資產を一括し、建設費又は興業費として貸借対照
 表に示したる場合には其の内容を適當に分類して記載す
 べし。尙内譯價額を附記すれば更に明瞭なり
 (五) 固定資產については其の營業期間中に於ける増減を前
 期繰越額と區別計上するを可とす
 (六) 有價證券は各別に、公債及社債は券面總額を、株式は
 株數並に拂込額を記載し、價額は合計又は内譯を示すべ
 し

子會社及姉妹會社の株式は特に之を區別計上すべし

(七) 特定資産は其の目的、放資方法等を詳記すべし

(八) 原料、製品、仕掛品、商品等は業種に應じ適當に分類して示すを可とす

(九) 賣掛金、未收金、受取商業手形、貸付金等の諸債權は

口數及價額を記載すべし

期限經過のものを區別記載すれば更に可なり

(一〇) 雜勘定に屬するものについては特に明細なる説明を必要とす

假拂金の如きは其の使途の大體を附記すべし

創業費、買收費、開發費、廣告宣傳費等は當初の支出額

(一一) 雜勘定に屬するものについては特に明細なる説明を必要とす

外債については外國貨幣額面を附記すべし

(一二) 負債に對して擔保を提供しある時は其の物件の大要を附記すべし

(一三) 社債及長期借入金は起債額、期限償還額等を併せ記載するを可とす

第〇〇期末 昭和〇年〇月〇〇日 財產目錄

資 産	甲 工 業 株 式 會 社
固 定 資 產 地 別紙土地内譯目録ノ通リ	46,965,000.00 7,630,000.00

東京市	事業用	300坪	110,000.00
横濱市	"	92,000 "	3,040,000.00
大阪市	"	127,000 "	3,943,000.00
京 城	將來事業用	68,500 "	537,000.00
建 物 及 設 備	別紙建物及設備内譯目録ノ通リ		
東京本社	取得原價	457,000.00	
横濱工場	"	4,239,000.00(當期減少 92,000.00)	" 2,341,000.00
大阪工場	"	15,640,000.00(當期增加 786,000.00)	" 4,481,000.00
機械工具及什器	別紙機械工具及什器内譯目録ノ通リ		
東京本社	取得原價	112,000.00	銷却累計 54,000.00
横濱工場	"	12,190,000.00(當期增加 153,000.00)	" 4,916,000.00
大阪工場	"	27,012,000.00(當期減少 76,000.00)	" 9,189,000.00
特 許 權			758,000.00
○○關係	特許實施権口 取得原價 1,991,000.00		銷却累計 1,233,000.00
投 子 會 社 出 資			15,262,000.00
○○工業株式會社株式			10,886,000.00
200,000株	拂込額 6,000,000.00 (未拂込額 4,000,000.00)		6,000,000.00
○○製作株式會社株式			4,000,000.00
100,000株	拂込額 5,000,000.00(全額拂込済)		
○○製作株式會社社債			886,000.00
額 面			886,000.00

子會社勘定

○○工業株式會社賣掛金

2,124,000.00

○○製作會社貸付金及假押金

1,087,000.00

不動產

○○○所在土地 18,400坪

920,000.00

○○○所在倉庫 2,200坪

取得原價 440,000.00

館却累計 195,000.00

3,211,000.00

引當勘定見返金錢信託

○○信託株式會社

從業員預り金見返有價證券

別紙有價證券内譜券目錄ノ通リ

33,146,000.00

國債額面

8,214,000.00

21,000,000.00

地方債〃

4,700,000.00

12,146,000.00

作業費產

4,700,000.00

12,921,000.00

材料品

別紙材料品内譜目錄ノ通リ

54,974,000.00

機械工具品

4,216,000.00

42,053,000.00

大阪工場在品

7,913,000.00

42,053,000.00

○○○倉庫株式會社○○倉庫寄託品

541,000.00

42,053,000.00

半成品

251,000.00

42,053,000.00

半成工事場

17,214,000.00

42,053,000.00

大動流未

24,839,000.00

42,053,000.00

資入金

9,791,000.00

42,053,000.00

半成工事場

42,053,000.00

42,053,000.00

大阪工場資入金

4,242,000.00

42,053,000.00

官會社及商店

713,000.00

42,053,000.00

貸付金

3,529,000.00

42,053,000.00

手形貸付

3,651,000.00

42,053,000.00

銀行預金

2,948,000.00

42,053,000.00

銀行預金

703,000.00

42,053,000.00

銀行預金

1,834,000.00

42,053,000.00

銀行預金

884,000.00

42,053,000.00

銀行預金

1,000,000.00

42,053,000.00

銀行預金

14,000.00

42,053,000.00

難假金

5,847,000.00

42,053,000.00

材料品購入代金拂

237,000.00

42,053,000.00

從業員假押金

170,000.00

42,053,000.00

其他何々

56,000.00

42,053,000.00

未經過保險料

11,000.00

42,053,000.00

創業費

54,000.00

42,053,000.00

○○○買收費用

237,000.00

42,053,000.00

建設利息

44,000.00

42,053,000.00

保證差入有價證券

1,716,000.00

42,053,000.00

保管有價證券

134,000.00

42,053,000.00

國地方法

1,500,000.00

42,053,000.00

○○省へ契約保證金トシテ差入國債

2,162,000.00

42,053,000.00

	債式金	拂込株	拂込額	資產合計
社 株	"	361,000.00	"	324,000.00
未 拂 込	2,000,000株	847,000.00	"	545,000.00
保 證 債 務		壹株=付半 20圓		40,000,000.00
見 返				500,000.00
				<u>165,985,000.00</u>
引 當 金				
研 究 引 當 金				20,944,000.00
當社研究所費引當				658,000.00
○○○大學研究室委託研究引當				<u>100,000.00</u>
銷 却 引 當 金				
建 物 及 設 備			420,000.00	
機 械			<u>925,000.00</u>	
○○○修繕引當金				1,345,000.00
退職給與引當金				1,653,000.00
職員○名=對スル分				17,288,000.00
職工○名=對スル分				<u>8,135,000.00</u>
是 期 負 債				
親 會 社 勘 定			9,153,000.00	
借 入 金				9,000,000.00
擔保附(物件何々.....)				3,000,000.00
信 用 借 信				6,000,000.00
				<u>5,000,000.00</u>
				<u>1,000,000.00</u>
				<u>165,985,000.00</u>

	短 期 負 債
買 掛 金	44,818,000.00
材料品代金	9,051,000.00
工事費未拂金	7,218,000.00
其他何々	1,714,000.00
未 拂 金	<u>119,000.00</u>
職工賃金	1,986,000.00
特許權使用料	612,000.00
稅 金	973,000.00
支拂商業手形	<u>401,000.00</u>
支拂商業手形 約束手形	4,043,000.00
引受荷爲替手形 前 受 金	3,249,000.00
官 內 國 會 社	<u>794,000.00</u>
外 國 會 社	14,328,000.00
從 業 員 預 り 金	8,245,000.00
職員勤儉預金	<u>4,193,000.00</u>
職工勤儉預金	1,900,000.00
未 拂 配 當 金	7,314,000.00
未 拂 勸 業 金	8,083,000.00
雜 債	3,000.00
定 金	3,984,000.00
	309,000.00

借受公債及保管公債 = 保ル利札代り金

工場附體及從業員俱樂部預リ金

未超過收入利息 貸付金前受利息 ○口

借受有價證券 ○○省へ契約保證金トシテ差入ノ爲メ借受

預り保證有價證券 契約保證金トシテ預リ

保証債務

子會社○○株式會社對○○銀行債務保證

貞倖合計
差引正味財産

11月11	100,000.00
	200,000.00
	13,000.00
	1,500,000.00
	2,162,000.00
	400,000.00
	78,746,000.00
	87,239,000.00

第○○期 昭和○年○月○○日 財産目録

丙 販賣株式會社

資 產	
流動資產	
現金	手許有高
銀行預金	○○銀行當座預金
受取商業手形	○通此、内割引高別紙受取商業手形内課目錄ノ通り
賣掛金	別紙受掛金内課目錄ノ通り
	内國會社商店其他 ○○ヶ所
	627,000

外國會社商店	○○ヶ所	187,000	814,000
内國會社商店	○ヶ所	113,000	18,000
外國會社商店	○ヶ所	29,000	21,000
國債	額面	150,000	147,000
販賣商品	別紙販賣資產内課目錄ノ通り		2,265,000
積送品	手許有高	6,325,000	
	未着品	2,730,000	9,055,000
	内國	182,000	
	外國	○ヶ所	
		34,000	216,000
特			9,271,000
引當勘定見返金錢信託	○○信託株式會社		1,000,000
投			
姉妹會社出資	○○株式會社株式		
有價證券	25,000株 挪込額 5,000,000 (未挪込 750,000)	500,000	
○○株式會社株式			
固 定 資 產	3,000株 挪込額 150,000 (全額挪込済)	140,000	640,000
土 地			
大 阪 市 事 業 用 物	2,000坪		513,000
建	別紙建物内課目錄ノ通り		

11用意

	取得原價	2,242,000	銷却累計	746,000	1,697,000
什器	"	303,000	"	102,000	197,000
商標權定	取得原價	434,000	銷却累計	211,000	223,000
雜內貸付及立替金	"	5,000	"	4,000	1,000
代理店勘定	役員貸付金 從業員立替拂 内國	○口 ○○ヶ所	29,000 3,600	32,000	9,000
假拂金	外國 出張旅費前渡	○ヶ所	5,000	14,000	7,000
廣告宣傳費券	訴訟費前拂 支出總額 87,000 契約保證金トシテ預り	2,000	9,000	76,000	11,000
保管有價證券	額面 40,000 記帳額 39,000	76,000	11,000	101,000	167,000
國社株式拂込額	" 24,000 " 22,000	500,000	101,000	15,777,000	167,000
保證債務見返	拂込額 52,000 " 40,000	213,000	213,000	213,000	213,000

資產合計 債負

短期負債

銀行當座借越

○○銀行

支拂商業手形 約束手形 引受荷爲替手形	別紙支拂商業手形内譯目錄ノ通リ	1,807,000	
買掛	○○通 ○○通	2,114,600	3,921,000
商品仕入代金	別紙買掛金内譯目錄ノ通リ	1,626,000	
運貨	○○口	246,000	1,872,000
未受託販賣	○○口	24,000	24,000
商品切手勘定	○○口	211,000	236,000
預り保證金	○○口	25,000	468,000
預制引手勘定	○○口	74,000	74,000
引貸倒引當金定	現在銀行高 ○○契約保證金	397,000	7,805,000
退職給與引當金定	別紙受取商業手形内譯目錄ノ通リ	298,000	
雜代理店勘定	從業員○○名=對スル分 内國 ○○ヶ所 外國 ○ヶ所	892,000	1,190,000
假受金	内國會社商店 ○○口 外國 " ○口	14,000 2,000 16,000	16,000
預り保證有價證券	○○契約保證金トシテ預り	16,000 3,000 19,000	19,000
保證債務	500,000	101,000	136,000

◎國產品輸入品對比

展覽會開催狀況

國產品愛用運動の一として計畫せられた國產品輸入品對比展覽會は、昨年夏以來全國的に其の開催を見た。即先づ全國を五區に分け、合理局の國產品愛用委員會に於て選定した國產品輸入品對比見本は、同種のもの各五組を作製し、日本商工會議所の手を経て夫々貸與し、同一區内を巡回展览せしめたのである。而して右展覽會は、昨年末に於て一應終了したのであるが、今其の開催狀況を示すと、次の通りである。

第二區							
秋田	秋田市	自九月一日	至十月三十一日	三、〇六	同	上	
新潟	新潟市	自九月七日	至十月二十六日	三、〇六	同	上	
青森	弘前市	自九月十五日	至十月二十七日	三、〇六	同	上	
山形	山形市	自九月二十三日	至十月二十七日	三、〇六	同	上	
宮城	仙臺市	自九月二十七日	至十月二十七日	三、〇六	同	上	
長野	長野市	自九月二十九日	至十月二十七日	三、〇六	同	上	

第四區							
岡山	岡山市	自九月十九日	至十月二十九日	四、四七	同	上	
津山	津山市	自九月十六日	至十月二十八日	四、四七	同	上	
倉敷	倉敷市	自九月二十四日	至十月二十四日	四、四七	同	上	
廣島	廣島市	自十月一日	至十月二十一日	四、四七	同	上	

國產品輸入品對比展覽會概況

府	縣	開催場所	會期	入場人員備考
東京	東京市	自八月二十五日至八月三十一日	一〇、六六	人國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
埼玉	川越市	自九月十一日至九月二十二日	三〇、〇〇〇	同上
浦和町	至九月七日	至九月二十二日	三〇、〇〇〇	同上
群馬	甲府市	自九月二十二日至十月二日	三、九〇	同上
山梨	前橋市	至十月十四日至十月二十五日	三、九〇	同上
福島	熊谷町	自九月十四日至九月十五日	三〇、〇〇〇	同上
福島	飯田町	自九月二十二日至十月二日	三、九〇	同上
長野	高崎市	至十月十七日至十月二十八日	三、九〇	同上
桐生市	至十月二十一日至十月二十二日	三、九〇	同上	
東京	宇治山田市	自九月二十日至九月二十七日	三、九〇	同上
福島	福島市	至十月二十六日至十一月三日	吾、五九〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
福島	飯田町	至十月二十八日至十一月三日	吾、五九〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
岐阜	岐阜市	自九月二十七日至十月三日	三、五〇〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
岐阜	岐阜市	至十月三日至十月二十一日	三、五〇〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
愛知	名古屋市	自十月十日至十月十六日	三、五〇〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
愛知	和歌山市	至十月二十三日至十月二十九日	四、二九〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
石川	七尾町	自十月二十九日至十一月五日	四、二九〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
石川	和歌山市	至十一月五日至十一月二十一日	四、二九〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
奈良	奈良市	自十月二十九日至十一月二十一日	四、二九〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
奈良	奈良市	至十一月二十一日至十一月二十九日	四、二九〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
岡山	岡山市	自九月十三日至九月十九日	四、二九〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
津山	津山市	自九月十八日至九月二十六日	四、二九〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
倉敷	倉敷市	自九月二十四日至九月二十二日	四、二九〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ
廣島	廣島市	自十月一日至十月七日	四、二九〇	國產愛用映畫「國產宣傳ニ努メタリ

◎國產品製造者の
團體結成

鳥取 島取市	自十月十五日至十月十九日	三、〇〇 同	上
島根 濱田町	自十月三十一日至十月三十六日	四、九 同	上
松江市	自十月三十九日至十一月十八日	五、九 同	上
香川 丸龜市	自十一月二十六日至十二月二日	同 同 上	上
愛媛 松山市	自十一月二十六日至十二月二日	同 同 上	上
高知 高知市	自十一月二十六日至十二月八日	同 同 上	上
徳島 徳島市	自十一月二十六日至十二月二十六日	同 上	上
第五區 福岡 福岡市	自九月二十日至九月二十六日	壹、二天	上
佐賀 佐賀市	自十月一日至十月七日	同 同 上	上
長崎 佐世保市	自十月十一日至十月十七日	六、五 同 上	上
鹿兒島 鹿兒島市	自十月二十五日至十月三十一日	同 同 上	上
宮崎 宮崎市	自十月二十六日至十一月二日	同 同 上	上
大分 大分市	自十一月二十六日至十二月四日	同 同 上	上
熊本 熊本市	自十一月二十六日至十二月十四日	同 上	上

「臨時産業合理局の國產品愛用委員會に於て決定した所謂「國產品愛用運動實施計畫要綱」中に、實施計畫の一として國產品輸入品對比展覽會の開催、國產品輸入品對見本表の作成のことがあり、更に其の對見本として選定せられたるものゝ製造業者をして一の團體を組織せしめ、相互に自制せしめるこゝ云ふことがある。既に國產品愛用委員會に於て、輸入品に對抗し得べきものとして選定せられたもの品種約百四十點に及び、其の製造者の數も約三百名の多數に上つて居る。此等製造業者に於て一の團體を結成し、相互に研究努力を爲すと共に、政府と相呼應して益々國産工業品の發達改善を圖る可しとの機運が濃厚となり、日本商工會議所の斡旋、當局援助の下に、昭和六年一月二十三日

日午後日本商工會議所に之等の製造業者相集まり（當日出席者は別紙の通りである）、當局からも横山政務次官、後藤

工務局工業課長其の他關係官列席して、新に「國產品懇話會」なる團體の發會を見たのである。其の目的、事業、役員等を掲げると次の通りである。

- (一) 名稱 國產工業懇話會
- (二) 事務所の所在地 本部事務所を東京に置き必要に依り各地に支部を設くことを得
- (三) 目的 本會は國產工業品の改善發達を計るを目的とす
- (四) 事業 一、経驗上に關する意見の交換
二、經營管理に關する研究
三、粗製濫造防止に關する研究
四、關稅問題、事業改善發展に關する事項
等の研究又は建議

五、其の他の國產工業品の改善發達に關する事項

- (五) 會員 商工省に於て國產品輸入品對比見本に選定せられたる製品の製造業者
- (六) 組織 常務委員十五名
委員長及副委員長は常務委員中より互選す
- (七) 會議 總會は一年一回之を開き必要に依り臨時總會を招集すること
- (八) 常務委員
常務委員會は隨時開會すること

副委員長

神戸市西出町六九一

日本毛織株式會社
山本發次郎商店
株式會社日本アルミニウム製造所
七株式會社湯淺淺井
小西六本店

東京市麹町區丸の内一
東京市外三河島三〇六
東京市芝區田町一ノ一
東京市外池袋三九八
濱松市中澤町二五〇
東京市本所區柳島元町

旭硝子株式會社
日本擬革株式會社
森永煉乳株式會社
日本鉛筆製造株式會社
日本樂器製造株式會社
東京帽子株式會社

國產品輸入品對比見本二選定
織二關スル協議會出席者氏名

日本毛織株式會社
東京支店長音申中吉社
嘱託石田英造
新興毛織株式會社
東京支店長岡田源三郎
株式會社白金メリヤス製造
竹内眞喜惠所

内 外 編 物 株 式 會 社
常務取締役 依田耕一
平野 ジヤケツト 株式會社
取締役 川村作治郎
山本 発次 飯田周太郎
東京支店長 飯田周太郎
商店

住江織物合資會社
東京出張所主任 鈴木氏
帝國製麻株式會社
北鄉孝社

二、金屬製品ノ部

東洋精錆合資會社
支配人馬將直
石川ベン先製作所
石川徳松
合資會社日本ドア、チエック製作所
東京出張所主 出向井仁郎
東洋金屬食器株式會社
常務取締役 田村鏡太郎
樋谷佐市郎
森日本金具株式會社
勘井上六葆社

株式會社江藤株式會社、株式會社飯田芳郎、株式會社吉田代宗吉、株式會社田代宗吉、株式會社室谷良吉、株式會社那須アルミニューム製造所、株式會社日本アルミニューム製造所、池田アルミニューム器具製造所、佐野秀雄

栗 明 日 本 會
山 星 本 主 山
山 螺 精 工 株 本 商
平 旋 鋸 式 會
兵 銛 製 口 本 山 重
衛 啓 造 所 會 中 社
之 助 所 會 毒

三、機械器具ノ部

シチズン時計株式會社
營業主任 鈴木良一
株式會社服部時計店
沖電氣株式會社
土方省吾
渡邊清社
株式會社中村淺吉測量器械店
關良治

株式會社	芝浦製作所	吉田復三舍
堀井謙	石橋壽	機
川島寫	浦	
堺	製作	
販賣主任	平	
株式會社柏木驗溫器製造所	所	
吉岡眞吾	當	

大日本自動車株式會社
支配人 古屋幹雄
日東製鋸合資會社
齊藤ツイストドリル製作所
所主 齊藤又一
日本特殊鋼合資會社
販賣課長 松本詮會社
日本證券社

五、飲食品ノ部

森永煉乳株式會社
大日本乳製品株式會社
東京出張所 齋藤良治

松監下商
山屋本店
梶野精理

壽
今村彌
下田卓一屋

市川鉛筆文具株式會社
支配人 大町榮治郎
眞崎大和鉛筆株式會社
取締役數原三郎
日本鉛筆製造株式會社
常務取締役 佐藤武雄
日本樂器製造株式會社
東京支店長 萩原貞司
眞野商
眞野清次郎會

櫻印レンズ工業株式會社
藤森富作
理化學興業株式會社
東京帽子株式會社
細沼株式會社
廣告部主任 寺西憲一
坂東田主任製
森下福三
村中宗一所

開電機製作所
有住榮
石棉工業所長
曙支配人
ダイヤモンド、ライニング營業所
志村愛藏

關武四郎所
之三
助所

森永煉乳株式會社
大日本乳製品株式會社
東京出張所 齋藤良治

松監下商
山屋本店
梶野精理

壽
今村彌
下田卓一屋

森永煉乳株式會社
大日本乳製品株式會社
東京出張所 齋藤良治

松監下商
山屋本店
梶野精理

壽
今村彌
下田卓一屋

市川鉛筆文具株式會社
支配人 大町榮治郎
眞崎大和鉛筆株式會社
取締役數原三郎
日本鉛筆製造株式會社
常務取締役 佐藤武雄
日本樂器製造株式會社
東京支店長 萩原貞司
眞野商
眞野清次郎會

櫻印レンズ工業株式會社
藤森富作
理化學興業株式會社
東京帽子株式會社
細沼株式會社
廣告部主任 寺西憲一
坂東田主任製
森下福三
村中宗一所

開電機製作所
有住榮
石棉工業所長
曙支配人
ダイヤモンド、ライニング營業所
志村愛藏

關武四郎所
之三
助所

日本商工會議所及各地商工會議所の
産業合理化運動

日本商工會議所は、各地商工會議所と連絡協同して、産業合理化に關する各種の運動實行の計畫を樹てつゝあることは、本誌第一輯に於て報道したところであるが、其の後に於ける此の運動實行の経過は概要左の如くである。

一、産業合理化講演會

産業合理化に關する講演會は、第一期計畫として、東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横濱の六大都市に於て開催の計畫で、東京は三月中旬、名古屋は三月下旬、大阪は三月中旬頃の豫定で、目下講師の交渉中である。横濱に於ては、二月二十四日を以て既に講演會を開催して頗る盛況を呈し、京都に於ては三月十四日開催のことに決定して居る。左に横濱講演會の概況並に京都講演會の計畫を掲げる。

◎横濱に於ける産業合理化講演會

- 一、主催 横濱商工會議所主催、日本商工會議所後援
- 二、日時及會場 二月二十四日午後三時開催六時閉會 横濱商工獎勵館に於て
- 三、講師及演題 臨時産業合理局の事業に就て 合理局顧問男爵 中島久萬吉君

生産管理の改善

合理局生産管理委員會々長 山下 興家君

⑥京都に於ける産業合理化講演會

- 一、主 催 京都商工會議所主催、日本商工會議所後援
 二、日時及會場 三月十四日午後六時、京都商工會議所議場に於て
 三、講 師 京都帝國大學教授 經濟學博士 小島昌太郎君 外二名

二、産業合理化講習會

産業合理化に關する指導者の養成を目的とする講習會は、第一期計畫として東京、大阪、名古屋に於て開催の豫定で、目下夫々準備中である。名古屋は三月十六日より五日間、毎日午後一時より四時迄、名古屋商工會議所に於て、同會議所主催、日本商工會議所後援の下に開催の豫定で、生産、販賣、財務に關する各専門講師の出講を依頼中である。

東京は三月二十三日より一週間、東京商工會議所に於て、同會議所主催、日本商工會議所後援の下に、大阪は三月中（會期未定）大阪商工會議所に於て、同會議所主催、日本商工會議所の後援の下に夫々開催の豫定で準備を進めて居る。

三、生産管理委員會報告の公刊

臨時産業合理局生産管理委員會に於ては、我國工場及礦山等に於ける生産管理に關する改善事項數十項目を選び審議中で、逐次報告書の提出を見つゝあるが、此の報告書は我國産業合理化實行上極めて有益なる資料であるから、日本商工會議所に於ては、合理局の援助を得て之れが公刊を企て、本年度内に左の四冊を發行の豫定である。

一、生産管理委員會提案の根本趣旨

二、從業員互換制度

三、企業者間の相互啓發

四、燃料節約

以上は何れも低廉なる實費を以て頒布の豫定であるから、希望の向は至急本會議所まで申込まれたい。

四、外國資料の翻譯發行

産業合理化に關する外國資料の翻譯五十五冊を本會議所補助後援の下に東京商工會議所に於て印刷發行の豫定で、著々進行中であるが、既刊のもの及近刊のものは次頁掲載の通りであるから、實費頒布希望の向は東京商工會議所へ至急申込まれたい。

東京商工會議所發行 產業合理化資料目錄

第一號 獨逸産業合理化協會理事長ヒンネンタール著 合理化協會 (實費二〇錢)	第二號 商業標準化事業と其價值(實費四〇錢) 米國商務省標準局編
第三號 流動作業に關する經驗 (實費五〇錢) 獨逸產業合理化協會經濟的製造工業委員會編	第四號 米國に於ける間接費の研究 (實費三〇錢) 全米商業會議所製造工業部編
第五號 勘定體係圖表(コンテンラーメン) (實費一・二〇錢) 獨逸產業合理化協會經濟的管理委員會編	第六號 木製包裝の合理化 (實費三五錢) 獨逸產業合理化協會經濟的製造工業委員會編
第七號 郵便小包の包裝及び發送(實費三〇錢) 獨逸產業合理化協會經濟的製造工業委員會編	第八號 輸出取引の仕方 (實費三五錢) 全米商業會議所外國貿易部編
第九號 豫算による企業の統制 (實費三五錢) 全米商業會議所製造工業部編	第一〇號 配給の方法 (實費二〇錢) 全米商業會議所編
近刊 獨逸產業合理化協會經濟的製造工業委員會編 厚紙包裝の合理化	
近刊 獨逸產業合理化協會經濟的製造工業委員會編 獨逸產業合理化協會編ルドルフ・シンドラー教授著 產業上の適職選擇	
近刊 獨逸產業合理化協會經濟的製造工業委員會編 獨逸產業合理化協會經濟的製造工業委員會編 鐵力及び金屬包裝	
近刊 獨逸產業合理化協會經濟的製造工業委員會編 海上運送用包裝	
近刊 獨逸產業合理化協會經濟的製造工業委員會編 包裝用繩具及び安全裝置	

右産業合理化資料御希望の方には實費で頒布いたしますから代金附拂若くは振替口座東京一六七九一番東京商工會議所宛に御拂込下さい。(送料不要)

産業合理化 第二輯

昭和六年二月 日本商工會議所

（實費貳拾八錢）要送料

東京市麹町區丸ノ内三ノ一四
電話丸ノ内(23)一三五・三六
三七・三八番
振替口座東京七三七〇番

本パンフレットの寸法は、商工省工業品規格統一調査會決定に係る『紙の仕上寸法規格』中のA列5番(148mm×210mm)に準據したものであり、又用紙は凡て國産品を使用した。

14
5
392

終

